

一	食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）	（第一条関係）	1
二	卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）	（第二条関係）	49
三	中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）	（附則第十六条関係）	52
四	中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）	（附則第十七条関係）	54
五	食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第六号）	（附則第十八条関係）	56
六	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第九十二号）	（附則第十九条関係）	58
七	物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）	（附則第二十条関係）	59
八	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）	（附則第二十一条関係）	61
九	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）	（附則第二十二条関係）	63
十	米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第二十五号）	（附則第二十三条関係）	66
十一	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）	（附則第二十四条関係）	68

十二	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）	（附則第二十五条関係）	71
十三	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和四年法律第三十七号）	（附則第二十六条関係）	74

一 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律案 新旧対照条文 (傍線部分は改正部分)

改正案	現行
食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律 目次 第一章 総則（第一条―第四条） 第二章 食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進のための措置 第一節 食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進に関する基本的な方針（第五条） 第二節 安定取引関係確立事業活動計画等（第六条―第十条） 第三節 連携支援計画（第十一条・第十二条） 第四節 支援措置等 第一款 中小企業等経営強化法の特例（第十三条） 第二款 研究機構の研究開発設備等の供用及び協力に係る業務（第十四条） 第三款 株式会社日本政策金融公庫の行う安定取引関係確立事業活動等促進業務（第十五条・第十六条） 第四款 産業競争力強化法の特例（第十七条） 第五款 財産の処分の制限に係る承認の手続の特例（第十八条） 第六款 雑則（第十九条―第二十一条） 第五節 食品等持続的供給推進機構（第二十二条―第三十二条） 第三章 食品等の取引の適正化のための措置 第一節 食品等の取引の適正化に関する基本的な方針（第三十	食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律 目次 第一章 総則（第一条―第三条） 第二章 食品等の流通の合理化のための措置 第一節 食品等の流通の合理化に関する基本方針（第四条） 第二節 食品等流通合理化計画（第五条・第六条） 第三節 支援措置 第一款 株式会社日本政策金融公庫の行う食品等流通合理化事業促進業務（第七条・第八条） 第二款 株式会社農林漁業成長産業化支援機構の行う食品等流通合理化事業支援業務（第九条―第十二条） 第三款 雑則（第十三条―第十五条） 第四節 食品等流通合理化促進機構（第十六条―第二十六条） 第三章 食品等の取引の適正化のための措置（第二十七条―第二十九条） 第四章 雑則（第三十条・第三十一条） 第五章 罰則（第三十二条―第三十四条） 附則

		三條） 第二節 食品等取引実態調査等（第三十四條・第三十五條） 第三節 飲食物品等の取引の適正化に関する措置 第一款 飲食物品等事業者等が講ずべき措置等（第三十六條―第四十條） 第二款 指定飲食物品等に係る措置（第四十一條―第五十一條） 第四節 公正取引委員会への通知（第五十二條） 第五節 雑則（第五十三條） 第四章 雑則（第五十四條・第五十五條） 第五章 罰則（第五十六條―第五十八條） 附則 第一章 総則
	（目的） 第一条 この法律は、食品等事業者が食料システム（食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）第二条第五項に規定する食料システムをいう。第四条第一項第一号において同じ。）において農林漁業者と一般消費者とをつなぐ重要な役割を果たしていることに鑑み、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進のための措置及び食品等の取引の適正化のための措置を講じ、もって農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に資することを目的とする。	
	（定義） 第二条 （略）	
3	2 この法律において「食品等事業者」とは、食品等の製造、加工、流通又は販売の事業を行う者をいう。 3 この法律において「農林漁業者」とは、農業者、林業者若しくは漁業者又はこれらの者の組織する団体（これらの者が主たる構	
	（目的） 第一条 この法律は、食品等の流通が農林漁業者と一般消費者とをつなぐ重要な役割を果たしていることに鑑み、食品等の流通の合理化を図るため、農林水産大臣による基本方針の策定及び食品等流通合理化計画の認定、その実施に必要な支援措置その他の措置を講ずるとともに、食品等の取引の適正化を図るため、農林水産大臣による調査の実施その他の措置を講じ、もって農林漁業及び食品流通業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に資することを目的とする。	
	（定義） 第二条 （略）	
3	2 この法律において「食品等の流通」とは、食品等の輸送、保管、販売その他の取扱いの過程をいう。 3 この法律において「食品等の流通の合理化」とは、食品等の流通の経費を削減するために行う食品等の流通の効率化その他の措	

成員又は出資者となっている法人を含む。」をいう。

4 この法律において「安定取引関係確立事業活動」とは、食品等事業者が行う事業活動であつて、当該食品等事業者と農林漁業者との間における取引の機会の拡大、継続的な取引の実施その他の安定的な取引関係の確立を図るもの（当該事業活動と併せて行う技術の研究開発及び合併、会社の分割、出資の受入れ又は会社の設立若しくは清算その他農林水産省令で定める措置（以下「合併等の措置」という。）を含む。）をいう。

5 この法律において「流通合理化事業活動」とは、食品等事業者が食品等の流通の効率化、品質管理又は衛生管理の高度化その他の食品等の流通の合理化による措置により、食品等の流通の経費の削減、価値の向上又は新たな需要の開拓を図る事業活動（当該事業活動と併せて行う技術の研究開発及び合併等の措置を含む。）をいう。

6 この法律において「環境負荷低減事業活動」とは、食品等事業者が地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第一百七号）第二条第四項に規定する温室効果ガスの排出の量の削減、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）第二条第二項に規定する食品廃棄物等の発生の抑制その他の環境への負荷の低減又は資源の有効利用を図る事業活動（当該事業活動と併せて行う技術の研究開発及び合併等の措置を含む。）をいう。

7 この法律において「消費者選択支援事業活動」とは、食品等事業者が行う事業活動であつて、環境への負荷の低減又は資源の有効利用に資する食品等その他の食品等の持続的な供給の実現に配慮した食品等の一般消費者による選択に資する情報の伝達を図るもの（当該事業活動と併せて行う技術の研究開発及び合併等の措置を含む。）をいう。

8 この法律において「連携支援事業」とは、食品等事業者間の取

置又は食品等の価値を高め、若しくは新たな需要を開拓するために行う食品等の流通における品質管理若しくは衛生管理の高度化その他の措置をいう。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

引の機会の創出、技術に関する研究開発及びその成果の移転の促進、市場に関する調査研究及び情報提供、経営能力の向上の促進、資金の融通の円滑化、研修その他の安定取引関係確立事業活動等（安定取引関係確立事業活動、流通合理化事業活動、環境負荷低減事業活動又は消費者選択支援事業活動をいう。以下同じ。）に対する支援の事業を行う二以上の者が連携して行う当該事業をいう。

9 この法律において「取引の適正化」とは、取引が適正に行われるようにするために行う取引条件の改善その他の措置をいう。

10 この法律において「飲食料品等」とは、食品等のうち、飲食料品及びその原料又は材料として使用されるもの（農林水産物又は農林水産物を原料若しくは材料として製造し、若しくは加工したものに限る。）をいう。

（国の責務）

第三条 国は、食品等事業者による食品等の持続的な供給を実現するための事業活動及び当該事業活動に対する支援の事業の促進を図られるよう、必要な情報の収集、整理、分析及び提供その他の援助に努めなければならない。

2 国は、食品等の持続的な供給の実現に向け、飲食料品等の持続的な供給に要する合理的な費用の考慮及び当該持続的な供給に資する取組が促進されること等により、食品等の取引の適正化が図られるよう、必要な情報の提供その他の援助に努めなければならない。

（留意事項）

第四条 国は、食品等事業者による事業活動の促進のための施策を講ずるに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

一 食品等事業者が気候の変動その他の食料システムを取り巻く環境の変化に即して、創意工夫を発揮して事業活動を積極的に

4 この法律において「食品等の取引の適正化」とは、食品等の取引が適正に行われるようにするために行う食品等の取引条件の改善その他の措置をいう。

（新設）

（新設）

第三条 食品等の流通の合理化のための施策を講ずるに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

一 食品等の流通に関する事業を行う者（以下「食品等流通事業者」という。）が、多様化する需要に即して、創意工夫を発揮

行うことができるようにすること。

- 二 食品等事業者の行う事業活動が農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に寄与するものとなるようにすること。

- 2 国は、食品等の取引の適正化のための施策を講ずるに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- 一 (略)
- 二 食品等の取引が適正かつ安定的に行われることにより、食品等事業者、農林漁業者及び一般消費者の利益に資するものとなるようにすること。

第二章 食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進のための措置

第一節 食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進に関する基本的な方針

業

第五条 農林水産大臣は、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進に関する基本的な方針（以下この章において「基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 安定取引関係確立事業活動等の促進に関する次に掲げる事項
- イ 安定取引関係確立事業活動等の促進の意義及び目標
- ロ 安定取引関係確立事業活動等の実施に関する基本的な事項
- 二 連携支援事業の促進に関する次に掲げる事項
- イ 連携支援事業の促進の意義及び目標
- ロ 連携支援事業の実施に関する基本的な事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、安定取引関係確立事業活動等及び連携支援事業の促進に関する重要事項

して事業活動を積極的に行うことができるようにすること。

- 二 食品等流通事業者の行う事業活動が農林漁業の成長発展及び一般消費者の利益の増進に寄与するものとなるようにすること。

- 2 食品等の取引の適正化のための施策を講ずるに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 (略)
- 二 食品等の取引が適正かつ安定的に行われることにより、農林漁業者及び一般消費者の利益に資するものとなるようにすること。

第二章 食品等の流通の合理化のための措置

第一節 食品等の流通の合理化に関する基本方針

第四条 農林水産大臣は、食品等の流通の合理化に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 食品等の流通の合理化を図る事業（以下「食品等流通合理化事業」という。）を実施しようとする者が講ずべき次に掲げる措置に関する事項
- イ 食品等の流通の効率化に関する措置
- ロ 食品等の流通における品質管理及び衛生管理の高度化に関する措置
- ハ 食品等の流通における情報通信技術その他の技術の利用に関する措置
- ニ 食品等に係る国内外の需要への対応に関する措置
- ホ イからニまでに掲げるもののほか、食品等の流通の合理化

3 (略) 4 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長（当該行政機関が合議制である場合にあっては、当該行政機関）に協議し、かつ、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くものとする。 5 (略)	二 前号に掲げるもののほか、食品等の流通の合理化に必要 な事項 3 (略) 4 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議し、かつ、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くものとする。 5 (略)
第二節 安定取引関係確立事業活動計画等 (安定取引関係確立事業活動計画の認定) 第六条 安定取引関係確立事業活動を実施しようとする食品等事業者は、農林水産省令で定めるところにより、単独で又は共同して、安定取引関係確立事業活動の実施に関する計画（以下「安定取引関係確立事業活動計画」という。）を作成し、これを農林水産大臣に提出して、その認定を受けることができる。 2 安定取引関係確立事業活動計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 安定取引関係確立事業活動の目標 二 安定取引関係確立事業活動の内容及び実施時期 三 安定取引関係確立事業活動を実施するために必要な資金の額及びその調達方法 四 安定取引関係確立事業活動の実施が農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に寄与する程度 3 安定取引関係確立事業活動計画においては、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該者が行うそれぞれ当該各号に定める措置（当該安定取引関係確立事業活動計画の認定を受けようとする食品等事業者が実施する安定取引関係確立事業活動の促進に資するものに限る。）に関する事項を含めることができる。	第二節 食品等流通合理化計画 (計画の認定) 第五条 食品等流通合理化事業を実施しようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、単独で又は共同して、その実施しようとする食品等流通合理化事業に関する計画（以下「食品等流通合理化計画」という。）を作成し、これを農林水産大臣に提出して、その認定を受けることができる。 2 食品等流通合理化計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 食品等流通合理化事業の目標 二 食品等流通合理化事業の内容及び実施時期 三 食品等流通合理化事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法 四 食品等流通合理化事業による食品等の流通の合理化が農林漁業の成長発展及び一般消費者の利益の増進に寄与する程度（新設）

- 一 農林漁業者（当該安定取引関係確立事業活動計画の認定を受けようとする食品等事業者が実施する安定取引関係確立事業活動に係る取引の相手方に限る。第五項第三号において同じ。）農林水産物の生産又は加工の方式の導入又は改善
 - 二 食品等事業者以外の者であつて、当該安定取引関係確立事業活動計画の認定を受けようとする食品等事業者が実施する安定取引関係確立事業活動に係る技術の研究開発を行うもの 当該技術の研究開発及びその成果の利用
- 安定取引関係確立事業活動計画においては、次に掲げる事項を記載することができる。
- 一 第二項各号に掲げる事項として、次のイからハまでに掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める事項
 - イ 中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二十条第十項に規定する経営力向上（以下「経営力向上」という。）
 - ロ 同法第十七条第二項各号及び第四項第二号に掲げる事項
 - ハ 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「研究機構」という。）の保有する技術の研究開発に係る設備等（施設、設備、機器、装置又は情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二条第二項に規定するプログラムをいう。以下同じ。）及び土地のうち安定取引関係確立事業活動に係る技術の研究開発の促進に資するものとして農林水産省令で定めるもの（以下「安定取引関係確立設備等」という。）の利用 当該安定取引関係確立設備等の種類その他の当該安定取引関係確立設備等の利用の内容に関する事項
 - ニ 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条第十七項に規定する事業再編（以下「事業再編」という。）
 - ホ 同法第二十三条第三項各号に掲げる事項及び同条第四項に規定する措置に関する事項
 - 二 前項第二号に定める措置に関する事項として、同号に掲げる者が研究機構の保有する安定取引関係確立設備等を利用する場合

（新設）

5 合における前号ロに定める事項 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該安定取引関係確立事業活動計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。	一 (略) 二 当該安定取引関係確立事業活動計画に係る安定取引関係確立事業活動(第三項に規定する措置を含む。次条第二項及び第九条において同じ。)が確実に実施されると見込まれるものであること。	三 当該安定取引関係確立事業活動の実施が農林漁業者の農林漁業経営の健全な発展に資すること等により、農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に寄与するものであること。	四 当該安定取引関係確立事業活動計画に前項第一号イに定める事項が記載されているときは、その内容が中小企業等経営強化法第十七条第六項の規定により同条第一項の認定をすることができる場合に該当すること。	五 当該安定取引関係確立事業活動計画に前項第一号ハに定める事項が記載されているときは、その内容が産業競争力強化法第二十三条第五項の規定により同条第一項の認定をすることができるときに該当すること。	6 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があつたときは、遅滞なく、その内容を当該申請に係る安定取引関係確立事業活動計画の対象となる事業を所管する大臣(次項において「事業所管大臣」という。)に通知するものとする。	7 (略) 8 農林水産大臣は、第一項の認定をしようとする場合において、当該安定取引関係確立事業活動計画に第四項第一号イに定める事項(農林水産大臣の所管する事業以外の事業に係るものに限る。)が記載されているときは、当該事項について、中小企業等経営強化法第七十三条第四項に規定する大臣(同法第七十五条第一項	3 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該食品等流通合理化計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。	一 (略) 二 当該食品等流通合理化事業が確実に実施されると見込まれるものであること。	三 当該食品等流通合理化事業の実施が農林漁業の成長発展及び一般消費者の利益の増進に寄与するものであること。	(新設)	(新設)	4 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があつたときは、遅滞なく、その内容を当該申請に係る食品等流通合理化計画の対象となる事業を所管する大臣(次項において「事業所管大臣」という。)に通知するものとする。	5 (略) (新設)
---	---	--	--	---	--	--	---	---	--	-------------	-------------	--	---------------------------

の規定により当該大臣の権限を行うこととされた地方支分部局の長を含む。）に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、当該大臣は、当該事項が同法第十七条第六項の規定により同条第一項の認定をすることができる場合に該当すると認めるときは、その同意をするものとする。

9 農林水産大臣は、第一項の認定をしようとする場合において、当該安定取引関係確立事業活動計画に第四項第一号ハに定める事項（農林水産大臣の所管する事業以外の事業に係るものに限る。）が記載されているときは、当該事項について、産業競争力強化法第四十七条第一項第九号に定める大臣（同法第四十八条の規定により当該大臣の権限を委任することとされた地方支分部局の長を含む。）に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、当該大臣は、当該事項が同法第二十三条第五項の規定により同条第一項の認定をすることができる場合に該当すると認めるときは、その同意をするものとする。

10 農林水産大臣は、第四項第一号ロに定める事項又は同項第二号に掲げる事項が記載された安定取引関係確立事業活動計画につき第一項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を研究機構に通知するものとする。

（安定取引関係確立事業活動計画の変更等）

第七条 安定取引関係確立事業活動計画につき前条第一項の認定を受けた食品等事業者（以下「認定安定取引関係確立事業者」という。）は、当該認定に係る安定取引関係確立事業活動計画を変更しようとするときは、農林水産大臣の認定を受けなければならない。

2 農林水産大臣は、認定安定取引関係確立事業者（当該認定安定取引関係確立事業者に係る前条第三項に規定する措置を行うそれぞれ同項各号に掲げる者を含む。第二十条において同じ。）が前条第一項の認定に係る安定取引関係確立事業活動計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に従つ

（新設）

（新設）

（計画の変更等）

第六条 食品等流通合理化計画につき前条第一項の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、当該認定に係る食品等流通合理化計画を変更しようとするときは、農林水産大臣の認定を受けなければならない。

2 農林水産大臣は、認定事業者が前条第一項の認定に係る食品等流通合理化計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に従つて食品等流通合理化事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

て安定取引関係確立事業活動を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 3 前条第五項から第九項までの規定は第一項の規定による変更の認定について、同条第十項の規定は当該認定及び前項の規定による認定の取消しについて、それぞれ準用する。	3 前条第三項から第五項までの規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する。
(流通合理化事業活動計画の認定等) 第八条 流通合理化事業活動を実施しようとする食品等事業者は、農林水産省令で定めるところにより、単独で又は共同して、流通合理化事業活動の実施に関する計画（以下「流通合理化事業活動計画」という。）を作成し、これを農林水産大臣に提出して、その認定を受けることができる。 2 流通合理化事業活動計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。	(新設)
一 流通合理化事業活動の目標 二 流通合理化事業活動の内容及び実施時期 三 流通合理化事業活動を実施するために必要な資金の額及びその調達方法 四 流通合理化事業活動の実施が農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に寄与する程度	
3 流通合理化事業活動計画においては、食品等事業者以外の者であつて、当該流通合理化事業活動計画の認定を受けようとする食品等事業者が実施する流通合理化事業活動に係る技術の研究開発を行うものが行う当該技術の研究開発及びその成果の利用（当該流通合理化事業活動計画の認定を受けようとする食品等事業者が実施する流通合理化事業活動の促進に資するものに限る。）に関する事項を含めることができる。	
4 流通合理化事業活動計画においては、次に掲げる事項を記載することができる。 一 第二項各号に掲げる事項として、次のイからハまでに掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める事項	

イ 経営力向上 中小企業等経営強化法第十七条第二項各号及び第四項第二号に掲げる事項	5
ロ 研究機構の保有する技術の研究開発に係る設備等及び土地のうち流通合理化事業活動に係る技術の研究開発の促進に資するものとして農林水産省令で定めるもの（以下「流通合理化設備等」という。）の利用 当該流通合理化設備等の種類その他の当該流通合理化設備等の利用の内容に関する事項	二 前項に規定する措置に関する事項として、同項に規定する食品等事業者以外の者が研究機構の保有する流通合理化設備等を利用する場合における前号ロに定める事項
ハ 事業再編 産業競争力強化法第二十三条第三項各号に掲げる事項及び同条第四項に規定する措置に関する事項	二 前項に規定する措置に関する事項として、同項に規定する食品等事業者以外の者が研究機構の保有する流通合理化設備等を利用する場合における前号ロに定める事項
農林水産大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該流通合理化事業活動計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。	一 基本方針に照らし適切なものであること。
二 当該流通合理化事業活動計画に係る流通合理化事業活動（第三項に規定する措置を含む。第七項において読み替えて準用する前条第二項及び第十九条において同じ。）が確実に実施され	三 当該流通合理化事業活動の実施が食品等の流通の経費の削減、価値の向上又は新たな需要の開拓に相当程度資すること等により、農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に寄与するものであること。
四 当該流通合理化事業活動計画に前項第一号イに定める事項が記載されているときは、その内容が中小企業等経営強化法第十七条第六項の規定により同条第一項の認定をすることができる場合に該当すること。	五 当該流通合理化事業活動計画に前項第一号ハに定める事項が記載されているときは、その内容が産業競争力強化法第二十三条第五項の規定により同条第一項の認定をすることができる場

合に該当すること。

6 第六条第六項から第十項までの規定は、第一項の認定について準用する。この場合において、同条第六項及び第八項から第十項までの規定中「安定取引関係確立事業活動計画」とあるのは「流通合理化事業活動計画」と、同条第八項中「第四項第一号イ」とあるのは「第八条第四項第一号イ」と、同条第九項中「第四項第一号ハ」とあるのは「第八条第四項第一号ハ」と、同条第十項中「第四項第一号ロ」とあるのは「第八条第四項第一号ロ」と読み替えるものとする。

7 前条の規定は、流通合理化事業活動計画につき第一項の認定を受けた食品等事業者（以下「認定流通合理化事業者」という。）について準用する。この場合において、同条第二項中「前条第三項に規定する措置を行うそれぞれ同項各号に掲げる者を含む。第二十條において同じ。」とあるのは「次条第三項に規定する措置を行う者を含む。」と、同条第三項中「前条第五項から第九項まで」とあるのは「前条第六項から第九項まで及び次条第五項」と、「同条第十項」とあるのは「前条第十項」と、同項において準用する第六条第八項中「第四項第一号イ」とあるのは「第八条第四項第一号イ」と、同条第九項中「第四項第一号ハ」とあるのは「第八条第四項第一号ハ」と、同条第十項中「第四項第一号ロ」とあるのは「第八条第四項第一号ロ」と読み替えるものとする。

（環境負荷低減事業活動計画の認定等）

第九條 環境負荷低減事業活動を実施しようとする食品等事業者は、農林水産省令で定めるところにより、単独で又は共同して、環境負荷低減事業活動の実施に関する計画（以下「環境負荷低減事業活動計画」という。）を作成し、これを農林水産大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 環境負荷低減事業活動計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 環境負荷低減事業活動の目標

（新設）

二 環境負荷低減事業活動の内容及び実施時期 三 環境負荷低減事業活動を実施するために必要な資金の額及びその調達方法	四 環境負荷低減事業活動の実施が農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に寄与する程度	3 環境負荷低減事業活動計画においては、食品等事業者以外の者であつて、当該環境負荷低減事業活動計画の認定を受けようとする食品等事業者が実施する環境負荷低減事業活動に係る技術の研究開発を行うものが行う当該技術の研究開発及びその成果の利用（当該環境負荷低減事業活動計画の認定を受けようとする食品等事業者が実施する環境負荷低減事業活動の促進に資するものに限る。）に関する事項を含めることができる。 4 環境負荷低減事業活動計画においては、次に掲げる事項を記載することができる。 一 第二項各号に掲げる事項として、次のイからニまでに掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該イからニまでに定める事項 イ 経営力向上 中小企業等経営強化法第十七条第二項各号及び第四項第二号に掲げる事項 ロ 研究機構の保有する技術の研究開発に係る設備等及び土地のうち環境負荷低減事業活動に係る技術の研究開発の促進に資するものとして農林水産省令で定めるもの（以下「環境負荷低減設備等」という。）の利用 当該環境負荷低減設備等の種類その他の当該環境負荷低減設備等の利用の内容に関する事項 ハ 産業競争力強化法第二十一条の二十第二項第二号に規定するエネルギー利用環境負荷低減事業適応 同法第二十一条の二十二第三項各号に掲げる事項 ニ 事業再編 産業競争力強化法第二十三条第三項各号に掲げる事項及び同条第四項に規定する措置に関する事項 二 前項に規定する措置に関する事項として、同項に規定する食品等事業者以外の者が研究機構の保有する環境負荷低減設備等	二 前項に規定する措置に関する事項として、同項に規定する食品等事業者以外の者が研究機構の保有する環境負荷低減設備等
---	---	--	--

5| を利用する場合における前号ロに定める事項

農林水産大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該環境負荷低減事業活動計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一| 基本方針に照らし適切なものであること。

二| 当該環境負荷低減事業活動計画に係る環境負荷低減事業活動（第三項に規定する措置を含む。第八項において読み替えて用する第七條第二項及び第十九條において同じ。）が確実に実施されると見込まれるものであること。

三| 当該環境負荷低減事業活動が、食品等の製造、加工、流通又は販売に関する技術水準並びに当該食品等事業者の事業の性質及び規模に照らして適切な食品等の製造、加工、流通又は販売の方法を用いて実施されること等により、環境への負荷の低減又は資源の有効利用に資することを通じて、農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に寄与するものであること。

四| 当該環境負荷低減事業活動計画に前項第一号イに定める事項が記載されているときは、その内容が中小企業等経営強化法第十七條第六項の規定により同條第一項の認定をすることができる場合に該当すること。

五| 当該環境負荷低減事業活動計画に前項第一号ハに定める事項が記載されているときは、その内容が産業競争力強化法第二十一条の二十二第四項の規定により同條第一項の認定をすることができる場合に該当すること。

六| 当該環境負荷低減事業活動計画に前項第一号ニに定める事項が記載されているときは、その内容が産業競争力強化法第二十三条第五項の規定により同條第一項の認定をすることができる場合に該当すること。

6| 農林水産大臣は、第一項の認定をしようとする場合において、当該環境負荷低減事業活動計画に第四項第一号ハに定める事項（農林水産大臣の所管する事業以外の事業に係るものに限る。）が

記載されているときは、当該事項について、産業競争力強化法第百四十七条第一項第七号に定める大臣（同法第百四十八条の規定により当該大臣の権限を委任することとされた地方支分部局の長を含む。）に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、当該大臣は、当該事項が同法第二十一条の二十二第四項の規定により同条第一項の認定をすることができる場合に該当すると認めるときは、その同意をするものとする。

7 | 第六条第六項から第十項までの規定は、第一項の認定について準用する。この場合において、同条第六項及び第八項から第十項までの規定中「安定取引関係確立事業活動計画」とあるのは「環境負荷低減事業活動計画」と、同条第八項中「第四項第一号イ」とあるのは「第九条第四項第一号イ」と、同条第九項中「第四項第一号ハ」とあるのは「第九条第四項第一号ニ」と、同条第十項中「第四項第一号ロ」とあるのは「第九条第四項第一号ロ」と読み替えるものとする。

8 | 第七条の規定は、環境負荷低減事業活動計画につき第一項の認定を受けた食品等事業者（以下「認定環境負荷低減事業者」という。）について準用する。この場合において、同条第二項中「前条第三項に規定する措置を行う者それぞれ同項各号に掲げる者を含む。第二十条において同じ。」とあるのは「第九条第三項に規定する措置を行う者を含む。」と、同条第三項中「前条第五項から第九項まで」とあるのは「前条第六項から第九項まで並びに第九条第五項及び第六項」と、「同条第十項」とあるのは「前条第十項」と、同項において準用する第六条第八項中「第四項第一号イ」とあるのは「第九条第四項第一号イ」と、同条第九項中「第四項第一号ハ」とあるのは「第九条第四項第一号ニ」と、同条第十項中「第四項第一号ロ」とあるのは「第九条第四項第一号ロ」と読み替えるものとする。

（消費者選択支援事業活動計画の認定等）

第十条 消費者選択支援事業活動を実施しようとする食品等事業者

（新設）

は、農林水産省令で定めるところにより、単独で又は共同して、消費者選択支援事業活動の実施に関する計画（以下「消費者選択支援事業活動計画」という。）を作成し、これを農林水産大臣に提出して、その認定を受けることができる。	2 消費者選択支援事業活動計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。	一 消費者選択支援事業活動の目標 二 消費者選択支援事業活動の内容及び実施時期 三 消費者選択支援事業活動を実施するために必要な資金の額及びその調達方法	四 消費者選択支援事業活動の実施が農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に寄与する程度 3 消費者選択支援事業活動計画においては、食品等事業者以外の者であつて、当該消費者選択支援事業活動計画の認定を受けようとする食品等事業者が実施する消費者選択支援事業活動に係る技術の研究開発を行うものが行う当該技術の研究開発及びその成果の利用（当該消費者選択支援事業活動計画の認定を受けようとする食品等事業者が実施する消費者選択支援事業活動の促進に資するものに限る。）に関する事項を含めることができる。 4 消費者選択支援事業活動計画においては、次に掲げる事項を記載することができる。	一 第二項各号に掲げる事項として、次のイからハまでに掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める事項 イ 経営力向上 中小企業等経営強化法第十七条第二項各号及び第四項第二号に掲げる事項 ロ 研究機構の保有する技術の研究開発に係る設備等及び土地のうち消費者選択支援事業活動に係る技術の研究開発の促進に資するものとして農林水産省令で定めるもの（以下「消費者選択支援設備等」という。）の利用 当該消費者選択支援設備等の種類その他の当該消費者選択支援設備等の利用の内容に関する事項
--	--	---	--	---

ハ 事業再編 産業競争力強化法第二十三条第三項各号に掲げる事項及び同条第四項に規定する措置に関する事項 二 前項に規定する措置に関する事項として、同項に規定する食品等事業者以外の者が研究機構の保有する消費者選択支援設備等を利用する場合における前号ロに定める事項 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該消費者選択支援事業活動計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。 一 基本方針に照らし適切なものであること。 二 当該消費者選択支援事業活動計画に係る消費者選択支援事業活動（第三項に規定する措置を含む。第七項において読み替えて準用する第七条第二項及び第十九条において同じ。）が確実に実施されると見込まれるものであること。 三 当該消費者選択支援事業活動が、環境への負荷の低減又は資源の有効利用に資する食品等その他の食品等の持続的な供給の実現に配慮した食品等に係る正確な情報の管理及び伝達の方法を用いて実施されること等により、一般消費者によるこれらの食品等の選択に資することを通じて、農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に寄与するものであること。 四 当該消費者選択支援事業活動計画に前項第一号イに定める事項が記載されているときは、その内容が中小企業等経営強化法第十七条第六項の規定により同条第一項の認定をすることができるときに該当すること。 五 当該消費者選択支援事業活動計画に前項第一号ハに定める事項が記載されているときは、その内容が産業競争力強化法第二十三条第五項の規定により同条第一項の認定をすることができるときに該当すること。	5	六	第六条第六項から第十項までの規定は、第一項の認定について準用する。この場合において、同条第六項及び第八項から第十項までの規定中「安定取引関係確立事業活動計画」とあるのは「消費者選択支援事業活動計画」とあるものを指すものとする。
---	----------	----------	--

費者選択支援事業活動計画」と、同条第八項中「第四項第一号イ」とあるのは「第十条第四項第一号イ」と、同条第九項中「第四項第一号ハ」とあるのは「第十条第四項第一号ハ」と、同条第十項中「第四項第一号ロ」とあるのは「第十条第四項第一号ロ」と読み替えるものとする。

7 第七条の規定は、消費者選択支援事業活動計画につき第一項の認定を受けた食品等事業者（以下「認定消費者選択支援事業者」という。）について準用する。この場合において、同条第二項中「前条第三項に規定する措置を行うそれぞれ同項各号に掲げる者を含む。第二十条において同じ。」とあるのは「第十条第三項に規定する措置を行う者を含む。」と、同条第三項中「前条第五項から第九項まで」とあるのは「前条第六項から第九項まで及び第十条第五項」と、「同条第十項」とあるのは「前条第十項」と、同項において準用する第六条第八項中「第四項第一号イ」とあるのは「第十条第四項第一号イ」と、同条第九項中「第四項第一号ハ」とあるのは「第十条第四項第一号ハ」と、同条第十項中「第四項第一号ロ」とあるのは「第十条第四項第一号ロ」と読み替えるものとする。

第三節 連携支援計画

（連携支援計画の認定）

第十一条 連携支援事業を実施しようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、共同して、連携支援事業の実施に関する計画（以下「連携支援計画」という。）を作成し、これを農林水産大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 連携支援計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 連携支援事業の目標
- 二 連携支援事業の内容及び実施時期
- 三 連携支援事業を実施する者の役割分担、相互の提携又は連絡

（新設）

（新設）

に関する事項	3 連携支援計画においては、連携支援事業の実施に当たつての補助金等交付財産（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号。以下この項及び第十八条において「補助金等適正化法」という。）第二十二條に規定する財産をいう。以下この項において同じ。）の活用（補助金等交付財産を当該補助金等交付財産に充てられた補助金等（補助金等適正化法第二條第一項に規定する補助金等をいう。）の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）に関する事項を記載することができる。
4 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該連携支援計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。ただし、当該連携支援計画に前項に規定する事項の記載がある場合にあつては、あらかじめ当該事項に係る関係行政機関の長に協議し、その同意を得なければならない。 一 基本方針に照らし適切なものであること。 二 当該連携支援計画に係る連携支援事業が確実に実施されと見込まれるものであること。	（連携支援計画の変更等） 第十二条 連携支援計画につき前条第一項の認定を受けた者（以下「認定連携支援事業者」という。）は、当該認定に係る連携支援計画を変更しようとするときは、農林水産大臣の認定を受けなければならない。
2 農林水産大臣は、認定連携支援事業者が前条第一項の認定に係る連携支援計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。第十八条において「認定連携支援計画」という。）に従つて連携支援事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。	3 前条第四項の規定は、第一項の規定による変更の認定について

（新設）

準用する。

(削る。)

第四節 支援措置等

第一款 中小企業等経営強化法の特例

第十三条 安定取引関係確立事業活動等を実施しようとする食品等事業者（中小企業等経営強化法第二条第六項に規定する特定事業者等に該当するものに限る。）が次の各号に掲げる計画につきそれぞれ当該各号に定める認定を受けたときは、当該食品等事業者に対する同法第十七条第一項の認定（同法第十八条第一項の規定による変更の認定を含む。）があつたものとみなして、同法第十八条第二項、第十九条、第二十三条、第二十九条、第七十条第三項及び第七項、第七十一条第二項、第七十三条第四項、第七十五条第一項並びに第七十六条の規定を適用する。

一 安定取引関係確立事業活動計画（第六条第四項第一号イに定める事項が記載されているものに限る。） 同条第一項の認定

（第七条第一項の規定による変更の認定を含む。以下同じ。）

二 流通合理化事業活動計画（第八条第四項第一号イに定める事項が記載されているものに限る。） 同条第一項の認定（同条第七項において準用する第七条第一項の規定による変更の認定を含む。以下同じ。）

三 環境負荷低減事業活動計画（第九条第四項第一号イに定める事項が記載されているものに限る。） 同条第一項の認定（同条第八項において準用する第七条第一項の規定による変更の認定を含む。以下同じ。）

四 消費者選択支援事業活動計画（第十条第四項第一号イに定める事項が記載されているものに限る。） 同条第一項の認定（同条第七項において準用する第七条第一項の規定による変更の

第三節 支援措置

(新設)

(新設)

(新設)

認定を含む。以下同じ。）

第二款 研究機構の研究開発設備等の供用及び協力に係る業務

第十四条 研究機構は、安定取引関係確立設備等を認定安定取引関係確立事業者（第六条第三項第二号に掲げる者を含む。第五項において同じ。）の利用（当該認定安定取引関係確立事業者が行う同条第一項の認定に係る安定取引関係確立事業活動に関するものに限る。）に供する業務を行うことができる。

2 研究機構は、流通合理化設備等を認定流通合理化事業者（第八条第三項に規定する措置を行う者を含む。第五項及び第二十条において同じ。）の利用（当該認定流通合理化事業者が行う第八条第一項の認定に係る流通合理化事業活動に関するものに限る。）に供する業務を行うことができる。

3 研究機構は、環境負荷低減設備等を認定環境負荷低減事業者（第九条第三項に規定する措置を行う者を含む。第五項及び第二十条において同じ。）の利用（当該認定環境負荷低減事業者が行う第九条第一項の認定に係る環境負荷低減事業活動に関するものに限る。）に供する業務を行うことができる。

4 研究機構は、消費者選択支援設備等を認定消費者選択支援事業者（第十条第三項に規定する措置を行う者を含む。次項及び第二十条において同じ。）の利用（当該認定消費者選択支援事業者が行う第十条第一項の認定に係る消費者選択支援事業活動に関するものに限る。）に供する業務を行うことができる。

5 研究機構は、認定安定取引関係確立事業者、認定流通合理化事業者、認定環境負荷低減事業者又は認定消費者選択支援事業者の依頼に応じて、前各項に規定する業務の実施に関し専門家の派遣その他必要な協力の業務を行うことができる。

（削る。）

（新設）

（新設）

第一款 株式会社日本政策金融公庫の行う食品等流通合

第三款 株式会社日本政策金融公庫の行う安定取引関係

確立事業活動等促進業務

(資金の貸付け)

第十五条 株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）は、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号。以下「公庫法」という。）第十一条に規定する業務のほか、次の各号に掲げる者に該当するものに対し、食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金であつてそれぞれ当該各号に定めるもの（他の金融機関が融通することを困難とするものであつて、その償還期限が十年を超えるものに限る。）のうち農林水産大臣及び財務大臣の指定するものの貸付けの業務を行うことができる。

一 認定安定取引関係確立事業者（中小企業者（公庫法第二条第三号に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）に限る。）

第六条第一項の認定に係る安定取引関係確立事業活動計画に従つて安定取引関係確立事業活動を実施するために必要な資金

二 認定流通合理化事業者（中小企業者に限る。） 第八条第一項の認定に係る流通合理化事業活動計画に従つて流通合理化事業活動を実施するために必要な資金

三 認定環境負荷低減事業者（中小企業者に限る。） 第九条第一項の認定に係る環境負荷低減事業活動計画に従つて環境負荷低減事業活動を実施するために必要な資金

四 認定消費者選択支援事業者（中小企業者に限る。） 第十条第一項の認定に係る消費者選択支援事業活動計画に従つて消費者選択支援事業活動を実施するために必要な資金

（略）

第一項の規定により公庫が行う同項に規定する資金の貸付けに

(新設)

(資金の貸付け)

第七条 株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）は、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号。以下「公庫法」という。）第十一条に規定する業務のほか、認定事業者であつて次の各号に掲げる者に該当するものに対し、食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金であつて認定計画に従つて食品等流通合理化事業を実施するために必要なものであり、かつ、それぞれ当該各号に定めるもの（他の金融機関が融通することを困難とするものに限る。）のうち農林水産大臣及び財務大臣の指定するものの貸付けの業務を行うことができる。

一 中小企業者（公庫法第三条第三号に規定する中小企業者をいう。次条第一項において同じ。） その償還期限が十年を超える資金

二 農林漁業者又はその組織する法人（これらの者の出資又は拠出に係る法人を含む。）であつて農林水産省令・財務省令で定めるもの これらの者が資本市場から調達することが困難な資金

（略）

第一項の規定により公庫が行う同項に規定する資金の貸付けに

ついでにの公庫法第十一条第一項第六号、第十二条第一項、第三十一条第二項第一号口、第四十一条第二号、第五十三号、第五十八号、第五十九号第一項、第六十四条第一項第四号、第七十三号第三号及び別表第二第九号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる公庫法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十一号第一項第六号	掲げる業務	掲げる業務及び食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号。以下「食品等持続的供給法」という。）第十五号第一項に規定する業務
第十二号第一項	掲げる業務	掲げる業務及び食品等持続的供給法第十五号第一項に規定する業務
第三十一号第二項第一号口及び第四十一号第二号	又は別表第二第二号に掲げる業務	若しくは別表第二第二号に掲げる業務又は食品等持続的供給法第十五号第一項に規定する業務
第五十三号	同項第五号	食品等持続的供給法第十五号第一項に規定する業務並びに第十一号第一項食品等持続的供給法第十五号第一項に規定する業務並びに第十一号第一項

ついでにの公庫法第十一条第一項第六号、第十二号第一項、第三十一条第二項第一号口、第四十一条第二号、第五十三号、第五十八号、第五十九号第一項、第六十四条第一項第四号、第七十三号第三号及び別表第二第九号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる公庫法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十一号第一項第六号	掲げる業務	掲げる業務及び食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号。以下「食品等流通法」という。）第七号第一項に規定する業務
第十二号第一項	掲げる業務	掲げる業務及び食品等流通法第七号第一項に規定する業務
第三十一号第二項第一号口及び第四十一号第二号	又は別表第二第二号に掲げる業務	若しくは別表第二第二号に掲げる業務又は食品等流通法第七号第一項に規定する業務
第五十三号	同項第五号	食品等流通法第七号第一項に規定する業務並びに第十一号第一項第五号食品等流通法第七号第一項に規定する業務並びに第十一号第一項第五号

第五十八条及び第五十九条第一項	この法律	この法律、食品等持続的供給法
第六十四条第一項第四号	又は別表第二第二号に掲げる業務	若しくは別表第二第二号に掲げる業務又は食品等持続的供給法第十五条第一項に規定する業務
	同項第五号	食品等持続的供給法第十五条第一項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号
第七十三条第三号	第十一条	第十一条及び食品等持続的供給法第十五条第一項
別表第二第九号	又は別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務	若しくは別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は食品等持続的供給法第十五条第一項に規定する業務

(債務の保証)

第十六条 公庫は、公庫法第十一条の規定にかかわらず、認定流通合理化事業者（中小企業者及び海外におけるこれに準ずるものとして農林水産省令・経済産業省令・財務省令で定めるものに限る。）が第八条第一項の認定に係る流通合理化事業活動計画に従って海外において流通合理化事業活動を実施するために必要な長期の資金の借入れ（外国の銀行その他の金融機関のうち農林水産省令・経済産業省令・財務省令で定めるものからの借入れに限る。）に係る債務の保証（債務を負担する行為であつて債務の保証に準ずるものを含む。）を行うことができる。

2
(略)

第五十八条及び第五十九条第一項	この法律	この法律、食品等流通法
第六十四条第一項第四号	又は別表第二第二号に掲げる業務	若しくは別表第二第二号に掲げる業務又は食品等流通法第七条第一項に規定する業務
	同項第五号	食品等流通法第七条第一項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号
第七十三条第三号	第十一条	第十一条及び食品等流通法第七条第一項
別表第二第九号	又は別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務	若しくは別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は食品等流通法第七条第一項に規定する業務

(債務の保証)

第八条 公庫は、公庫法第十一条の規定にかかわらず、認定事業者（中小企業者及び海外におけるこれに準ずるものとして農林水産省令・経済産業省令・財務省令で定めるものに限る。）が認定計画に従って海外において食品等流通合理化事業を実施するために必要な長期の資金の借入れ（外国の銀行その他の金融機関のうち農林水産省令・経済産業省令・財務省令で定めるものからの借入れに限る。）に係る債務の保証（債務を負担する行為であつて債務の保証に準ずるものを含む。）を行うことができる。

2
(略)

(削る。)

(削る。)

第二款 株式会社農林漁業成長産業化支援機構の行う食品等流通合理化事業支援業務

(出資等)

第九条 株式会社農林漁業成長産業化支援機構（以下「支援機構」という。）は、株式会社農林漁業成長産業化支援機構法（平成二十四年法律第八十三号。第十二条において「支援機構法」という。）第二十一条第一項第一号から第十五号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

一 支援対象認定事業者（認定事業者のうち第十一条第一項の規定により支援の対象となったものをいう。以下この条において同じ。）に対する出資

二 支援対象食品等流通合理化事業支援団体（認定事業者に対し資金供給その他の支援を行う団体（以下「食品等流通合理化事業支援団体」という。）のうち第十一条第一項の規定により支援の対象となったものをいう。次号及び第八号において同じ。）に対する出資

三 支援対象食品等流通合理化事業支援団体に対する基金（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第百三十一条に規定する基金をいう。）の拠出

四 支援対象認定事業者に対する資金の貸付け

五 支援対象認定事業者が発行する有価証券（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項に規定する有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。以下この号において同じ。）及び支援対象認定事業者が保有する有価証券の取得

六 支援対象認定事業者に対する金銭債権及び支援対象認定事業者が保有する金銭債権の取得

七 支援対象認定事業者の発行する社債及び資金の借入れに係る債務の保証

(削る。)

- 八 支援対象食品等流通合理化事業支援団体が行う認定事業者に
対する資金供給その他の支援に関する指導、勧告その他の措置
- 九 食品等流通合理化事業を実施し、又は実施しようとする者に
対する専門家の派遣
- 十 食品等流通合理化事業を実施し、又は実施しようとする者に
対する助言
- 十一 前各号に掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査
- 十二 食品等流通合理化事業及び認定事業者に対し資金供給その
他の支援を行う事業活動（次条第一項において「食品等流通合
理化事業等」という。）を推進するために必要な調査及び情報
の提供
- 十三 前各号に掲げる業務に附帯する業務
- （食品等流通合理化事業等支援基準）
- 第十條 農林水産大臣は、支援機構が食品等流通合理化事業等の支
援（前条第一号から第七号までに掲げる業務によりされるものに
限る。以下「食品等流通合理化事業等支援」という。）の対象と
なる認定事業者又は食品等流通合理化事業支援団体及び当該食品
等流通合理化事業等支援の内容を決定するに当たって従うべき基
準（以下「食品等流通合理化事業等支援基準」という。）を定め
るものとする。
- 2 食品等流通合理化事業等支援基準は、食品等の流通の合理化を
通じた農林漁業及び食品流通業の成長発展並びに一般消費者の利
益の増進に資することを旨として定めるものとする。
- 3 農林水産大臣は、食品等流通合理化事業等支援基準を定めよう
とするときは、あらかじめ、食品等流通合理化事業等支援の対象
となる活動に係る事業を所管する大臣（次条第三項及び第四項に
おいて「事業所管大臣」という。）の意見を聴くものとする。
- 4 農林水産大臣は、食品等流通合理化事業等支援基準を定めたとき
は、これを公表するものとする。

(削る。)

(削る。)

(支援決定)		
第十一條 支援機構は、食品等流通合理化事業等支援を行おうとするときは、食品等流通合理化事業等支援基準に従つて、その対象となる認定事業者又は食品等流通合理化事業支援団体及び当該食品等流通合理化事業等支援の内容を決定するものとする。		
2 支援機構は、食品等流通合理化事業等支援をしようかを決定しようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣の認可を受けるものとする。		
3 農林水産大臣は、前項の認可の申請があつたときは、遅滞なく、その内容を事業所管大臣に通知するものとする。		
4 事業所管大臣は、前項の規定による通知を受けた場合において、当該認定事業者又は食品等流通合理化事業支援団体の属する事業分野の実態を考慮して必要があると認めるときは、農林水産大臣に対して意見を述べることができる。		
(支援機構法の適用)		
第十二條 第九條の規定により支援機構が営む同条各号に掲げる業務についての支援機構法第六條第一項第六号、第十五條第一項第一号及び第二号並びに第三項、第二十一條第一項第十六号、第二十四條、第二十五條第一項及び第二項、第二十六條、第二十七條、第三十四條、第三十七條、第三十九條第一項、第二項及び第五項、第四十條、第四十六條、第四十七條並びに第四十八條第五号及び第九号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる支援機構法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とし、支援機構法第十五條第二項の規定は、適用しない。		
第六條第一項第六号	業務	業務及び食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律(平成三年法律第五十九号。以下「食品等流通法」という。)
		「第九條各号に掲げる業

第十五条第一項 第一号	第十五条第一項 第二号	第十五条第三項	第二十一条第一 項第八号	第二十一条第一項第八号 及び食品等流通法第九条 第八号	務
内容	支援対象事業活 動支援団体	支援対象事業活 動支援団体	内容並びに食品等流通合 理化事業等支援（食品等 流通法第十条第一項に規 定する食品等流通合理化 事業等支援をいう。以下 この号及び第二十七条に おいて同じ。）の対象と なる認定事業者（食品等 流通法第六条第一項に規 定する認定事業者をいう 。第二十四条第一項第二 号及び第四十条において 同じ。）又は食品等流通 合理化事業支援団体（食 品等流通法第九条第二号 に規定する食品等流通合 理化事業支援団体をいう 。第四十条において同じ 。）及び当該食品等流通 合理化事業等支援の内容 支援対象事業活動支援団 体並びに食品等流通法第 九条第一号に規定する支 援対象認定事業者（以下 「支援対象認定事業者」 という。）及び同条第二 号に規定する支援対象食	内容並びに食品等流通合 理化事業等支援（食品等 流通法第十条第一項に規 定する食品等流通合理化 事業等支援をいう。以下 この号及び第二十七条に おいて同じ。）の対象と なる認定事業者（食品等 流通法第六条第一項に規 定する認定事業者をいう 。第二十四条第一項第二 号及び第四十条において 同じ。）又は食品等流通 合理化事業支援団体（食 品等流通法第九条第二号 に規定する食品等流通合 理化事業支援団体をいう 。第四十条において同じ 。）及び当該食品等流通 合理化事業等支援の内容 支援対象事業活動支援団 体並びに食品等流通法第 九条第一号に規定する支 援対象認定事業者（以下 「支援対象認定事業者」 という。）及び同条第二 号に規定する支援対象食	

第二十一条第一項第十六号	前各号	品等流通合理化事業支援団体（以下「支援対象食品等流通合理化事業支援団体」という。）
第二十四条第一項	前条第一項	前各号及び食品等流通法第九条各号
第二十四条第一項第一号	とき	前条第一項又は食品等流通法第十一条第一項
第二十四条第一項第二号	とき	とき又は支援対象認定事業者が食品等流通合理化事業（食品等流通法第四条第二項第一号に規定する食品等流通合理化事業をいう。第二十七条及び第四十条において同じ。）を行わないとき
第二十四条第一項第三号	とき	とき又は支援対象食品等流通合理化事業支援団体が認定事業者に対し資金供給その他の支援を行わないとき
第二十六条	支援対象事業活動支援団体	若しくは支援対象事業活動支援団体又は支援対象認定事業者若しくは支援対象食品等流通合理化事業支援団体
第二十七条	寄与する事業	支援対象事業活動支援団体並びに支援対象認定事業者及び支援対象食品等流通合理化事業支援団体
	寄与する事業及び食品等	寄与する事業及び食品等

第三十四条	この法律	流通合理化事業等支援その他の食品等流通合理化事業の円滑かつ確実な実施に寄与する事業
第三十七条	業務	業務及び食品等流通法第九条各号に掲げる業務
第三十九条第一項	この法律	この法律又は食品等流通法
第三十九条第二項	この法律	この法律又は食品等流通法
第三十九条第五項	支援対象事業活動支援団体	支援対象事業活動支援団体又は支援対象食品等流通合理化事業支援団体
第四十条	対象事業活動対象事業活動支援団体	対象事業活動及び食品等流通合理化事業対象事業活動支援団体並びに認定事業者及び食品等流通合理化事業支援団体
第四十六条	第三十九条第一項	食品等流通法第十二条の規定により読み替えて適用する第三十九条第一項
第四十七条	第三十九条第二項	食品等流通法第十二条の規定により読み替えて適用する第三十九条第二項

第四款 産業競争力強化法の特例

第十七条 安定取引関係確立事業活動を実施しようとする食品等事業者がその安定取引関係確立事業活動計画（第六条第四項第一号ハに定める事項が記載されているものに限る。）につき同条第一項の認定を受けたときは、当該食品等事業者に対する産業競争力強化法第二十三条第一項の認定（同法第二十四条第一項の規定による変更の認定を含む。以下同じ。）があつたものとみなして、同法第二十三条第六項、第二十四条（第一項を除く。）、第二十六条から第三十二条まで、第三十五条、第四百四十四条第一項、第四百四十七条第一項及び第二項、第四百四十八条並びに第四百五十六条から第四百五十八条までの規定を適用する。

2 流通合理化事業活動を実施しようとする食品等事業者がその流通合理化事業活動計画（第八条第四項第一号ハに定める事項が記載されているものに限る。）につき同条第一項の認定を受けたときは、当該食品等事業者に対する産業競争力強化法第二十三条第一項の認定があつたものとみなして、同条第六項、同法第二十四条（第一項を除く。）、第二十五条、第四百四十七条第一項及び第二項、第四百四十八条並びに第四百五十六条から第四百五十八条までの規定を適用する。

3 環境負荷低減事業活動を実施しようとする食品等事業者がその環境負荷低減事業活動計画（第九条第四項第一号ハに定める事項が記載されているものに限る。）につき同条第一項の認定を受け

（新設）

（新設）

第四十八条第五号	第二十五条第一項	食品等流通法第十二条の規定により読み替えて適用する第二十五条第一項
第四十八条第九号	第三十四条第二項	食品等流通法第十二条の規定により読み替えて適用する第三十四条第二項

たときは、当該食品等事業者に対する産業競争力強化法第二十一条の二十二第一項の認定（同法第二十一条の二十三第一項の規定による変更の認定を含む。）があつたものとみなして、同法第二十一条の二十二第五項、第二十一条の二十三（第一項を除く。）（第二十一条の二十四（第一項第二号を除く。））、第四百四十四条第一項、第四百四十七条第一項及び第二項、第四百四十八条、第五百十六條並びに第五百五十七條の規定を適用する。

4 環境負荷低減事業活動を実施しようとする食品等事業者がその環境負荷低減事業活動計画（第九条第四項第一号ニに定める事項が記載されているものに限る。）につき同条第一項の認定を受けるときは、当該食品等事業者に対する産業競争力強化法第二十三条第一項の認定があつたものとみなして、同条第六項、同法第二十四条（第一項を除く。）、第二十六条から第三十二条まで、第三十五条、第四百四十四条第一項、第四百四十七条第一項及び第二項、第四百四十八条並びに第五百五十六條から第五百五十八條までの規定を適用する。

5 消費者選択支援事業活動を実施しようとする食品等事業者がその消費者選択支援事業活動計画（第十条第四項第一号ハに定める事項が記載されているものに限る。）につき同条第一項の認定を受けたときは、当該食品等事業者に対する産業競争力強化法第二十三条第一項の認定があつたものとみなして、同条第六項、同法第二十四条（第一項を除く。）、第二十六条から第三十二条まで、第三十五条、第四百四十四条第一項、第四百四十七条第一項及び第二項、第四百四十八条並びに第五百五十六條から第五百五十八條までの規定を適用する。

第五款 財産の処分の制限に係る承認の手續の特例

第十八条 認定連携支援事業者が認定連携支援計画（第十一条第三項に規定する事項が記載されているものに限る。）に従つて連携支援事業を行う場合においては、当該認定連携支援事業者が同条

（新設）

（新設）

第一項の認定又は第十二条第一項の規定による変更の認定を受けたことをもって、補助金等適正化法第二十二条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなす。

第六款 雑則

(資金の確保)

第十九条 国は、第六条第一項の認定に係る安定取引関係確立事業活動、第八条第一項の認定に係る流通合理化事業活動、第九条第一項の認定に係る環境負荷低減事業活動若しくは第十条第一項の認定に係る消費者選択支援事業活動(以下「認定安定取引関係確立事業活動等」という。)又は第十一条第一項の認定に係る連携支援事業(以下「認定連携支援事業」という。)に必要な資金の確保に努めるものとする。

(指導及び助言)

第二十条 国は、認定安定取引関係確立事業者、認定流通合理化事業者、認定環境負荷低減事業者若しくは認定消費者選択支援事業者(次条及び第二十三条第二号において「認定安定取引関係確立事業者等」という。)又は認定連携支援事業者に対し、認定安定取引関係確立事業活動等又は認定連携支援事業の円滑な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

(報告)

第二十一条 農林水産大臣は、認定安定取引関係確立事業者等又は認定連携支援事業者に対し、認定安定取引関係確立事業活動等又は認定連携支援事業の実施状況について報告を求めることができる。

(削る。)

第三款 雑則

(資金の確保)

第十三条 国は、認定計画に従って行われる食品等流通合理化事業に必要な資金の確保に努めるものとする。

(指導及び助言)

第十四条 国は、認定事業者に対し、食品等流通合理化事業の円滑な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

(報告)

第十五条 農林水産大臣は、認定事業者に対し、食品等流通合理化事業の実施状況について報告を求めることができる。

第四節 食品等流通合理化促進機構

第五節 食品等持続的供給推進機構

(指定)

第二十二條 農林水産大臣は、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動を推進することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申出により、食品等持続的供給推進機構（以下「推進機構」という。）として指定することができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による指定（第三十一条において「指定」という。）をしたときは、当該推進機構の名称、住所及び事務所の所在地を官報で公示するものとする。

3 推進機構は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を農林水産大臣に届け出なければならぬ。

4 (略)

(業務)

第二十三條 推進機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 認定安定取引関係確立事業活動等及び認定連携支援事業に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。

二 認定安定取引関係確立事業者等又は認定連携支援事業者に対し、必要な資金のあっせんを行うこと。

三 食品等の持続的な供給に関する情報の収集、調査及び研究を行い、並びにその成果を普及すること。

四 食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動を推進するために必要とされる事項について、照会及び相談に応ずることその他の援助を行うこと。

五 (略)

(新設)

(指定)

第十六條 農林水産大臣は、食品等の流通の合理化を促進することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申出により、食品等流通合理化促進機構（以下「促進機構」という。）として指定することができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による指定（第二十五条において「指定」という。）をしたときは、当該促進機構の名称、住所及び事務所の所在地を官報で公示するものとする。

3 促進機構は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を農林水産大臣に届け出なければならぬ。

4 (略)

(業務)

第十七條 促進機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 認定計画に係る食品等流通合理化事業（次号において「認定食品等流通合理化事業」という。）に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。

二 認定食品等流通合理化事業を実施する者に対し、必要な資金のあっせんを行うこと。

三 食品等の流通に関する情報の収集、調査及び研究を行い、並びにその成果を普及すること。

四 食品等の流通の合理化を促進するために必要とされる事項について、照会及び相談に応ずることその他の援助を行うこと。

五 (略)

(業務の委託) 第二十四条 推進機構は、農林水産大臣の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務(債務の保証の決定を除く。)の一部を金融機関に委託することができる。 2 (略)	(業務の委託) 第十八条 促進機構は、農林水産大臣の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務(債務の保証の決定を除く。)の一部を金融機関に委託することができる。 2 (略)
(業務規程の認可) 第二十五条 推進機構は、第二十三条第一号に掲げる業務(以下「債務保証業務」という。)を行うときは、債務保証業務の開始前に、債務保証業務の実施に関する規程(以下この節において「業務規程」という。)を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 2・3 (略)	(業務規程の認可) 第十九条 促進機構は、第十七条第一号に掲げる業務(以下「債務保証業務」という。)を行うときは、債務保証業務の開始前に、債務保証業務の実施に関する規程(以下「業務規程」という。)を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 2・3 (略)
(事業計画等) 第二十六条 推進機構は、毎事業年度、農林水産省令で定めるところにより、事業計画及び収支予算を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 2 推進機構は、農林水産省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、農林水産大臣に提出し、その承認を受けなければならない。	(事業計画等) 第二十条 促進機構は、毎事業年度、農林水産省令で定めるところにより、事業計画及び収支予算を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 2 促進機構は、農林水産省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、農林水産大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
(区分経理) 第二十七条 推進機構は、債務保証業務を行う場合には、債務保証業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。	(区分経理) 第二十一条 促進機構は、債務保証業務を行う場合には、債務保証業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。
(農林水産省令への委任) 第二十八条 前二条に定めるもののほか、推進機構が債務保証業務	(農林水産省令への委任) 第二十二条 前二条に定めるもののほか、促進機構が債務保証業務

を行う場合における推進機構の財務及び会計に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(報告及び検査)

第二十九条 農林水産大臣は、第二十三条各号に掲げる業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、推進機構に対し、当該業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又は当該職員に、推進機構の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2・3 (略)

(改善命令)

第三十条 農林水産大臣は、第二十三条各号に掲げる業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、推進機構に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第三十一条 農林水産大臣は、推進機構が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

一 第二十三条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二・三 (略)

四 第二十五条第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで債務保証業務を行ったとき。

2 (略)

(協議)

第三十二条 農林水産大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。

一 第二十四条第一項、第二十五条第一項又は第二十六条第一項の認可をしようとするとき。

を行う場合における促進機構の財務及び会計に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(報告及び検査)

第二十三条 農林水産大臣は、第十七条各号に掲げる業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、促進機構に対し、当該業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又は当該職員に、促進機構の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2・3 (略)

(改善命令)

第二十四条 農林水産大臣は、第十七条各号に掲げる業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、促進機構に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第二十五条 農林水産大臣は、促進機構が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

一 第十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二・三 (略)

四 第十九条第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで債務保証業務を行ったとき。

2 (略)

(協議)

第二十六条 農林水産大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。

一 第十八条第一項、第十九条第一項又は第二十条第一項の認可をしようとするとき。

- 二 第二十六条第二項の承認をしようとするとき。
- 三 第二十八条の農林水産省令を定めようとするとき。

第三章 食品等の取引の適正化のための措置

第一節 食品等の取引の適正化に関する基本的な方針

第三十三条 農林水産大臣は、食品等の持続的な供給を実現するため食品等の取引の適正化に関する基本的な方針（以下この章において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 食品等の持続的な供給を実現するための食品等の取引の適正化の推進の意義に関する事項

二 飲食料品等の取引の適正化に関し、飲食料品等事業者等が講ずべき措置に関する基本的な事項

三 第四十二条第一項に規定する指定飲食料品等に係る措置に関する事項

四 食品等の取引の適正化に関し、一般消費者その他の関係者による理解の増進に関する基本的な事項

五 その他食品等の取引の適正化の推進に関し必要な事項

3 この章において「飲食料品等事業者等」とは、飲食料品等の製造、加工、流通又は販売の事業を行う食品等事業者及び飲食料品等の生産の事業を行う農林漁業者をいう。

4 農林水産大臣は、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

5 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長（当該行政機関が合議制である場合にあっては、当該行政機関）に協議し、かつ、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くものとする。

6 農林水産大臣は、第一項の規定により基本方針を定め、又は第四項の規定によりこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表

- 二 第二十条第二項の承認をしようとするとき。
- 三 第二十二條の農林水産省令を定めようとするとき。

第三章 食品等の取引の適正化のための措置

（新設）

（新設）

するものとする。

第二節 食品等取引実態調査等

(食品等取引実態調査)

第三十四条 農林水産大臣は、食品等の取引の適正化のため、食品等の取引の状況、取引条件に関する協議の状況その他食品等の取引の実態に関する調査（以下「食品等取引実態調査」という。）を行うものとする。

2 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第四条第六項に規定する中央卸売市場又は同法第十三条第六項に規定する地方卸売市場を開設する者は、農林水産大臣の行う食品等取引実態調査に対して協力するため、農林水産省令で定めるところにより、その保有する情報であつて食品等の取引の状況その他食品等の取引の現況に関するものを提供するように努めるものとする。

3 農林水産大臣は、食品等取引実態調査を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関及び食品等事業者、農林漁業者その他の関係事業者に対し、必要な協力を求めることができる。

4 関係行政機関及び食品等事業者、農林漁業者その他の関係事業者は、前項の規定により協力を求められたときは、その求めに応ずるよう努めるものとする。

(食品等取引実態調査に基づく措置)

第三十五条 農林水産大臣は、食品等の取引の適正化のため、食品等取引実態調査の結果に基づき、食品等事業者及び農林漁業者に対する指導及び助言、食品等事業者及び農林漁業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定、食品等の取引に関する施策の見直しその他の必要な措置を講ずるものとする。

第三節 飲食物品等の取引の適正化に関する措置

(新設)

(食品等流通調査)

第二十七条 農林水産大臣は、食品等の取引の適正化のため、食品等の取引の状況その他食品等の流通に関する調査（以下「食品等流通調査」という。）を行うものとする。

2 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第四条第六項に規定する中央卸売市場又は同法第十三条第六項に規定する地方卸売市場を開設する者は、農林水産大臣の行う食品等流通調査に対して協力するため、農林水産省令で定めるところにより、その保有する情報であつて食品等の取引の状況その他食品等の流通に関するものを提供するように努めるものとする。

3 農林水産大臣は、食品等流通調査を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関及び食品等流通事業者その他の関係事業者に対し、必要な協力を求めることができる。

4 関係行政機関及び食品等流通事業者その他の関係事業者は、前項の規定により協力を求められたときは、その求めに応ずるよう努めるものとする。

(食品等流通調査に基づく措置)

第二十八条 農林水産大臣は、食品等の取引の適正化のため、食品等流通調査の結果に基づき、食品等流通事業者に対する指導及び助言、食品等の流通に関する施策の見直しその他の必要な措置を講ずるものとする。

(新設)

第一款 飲食料品等事業者等が講ずべき措置等

(新設)

(飲食料品等事業者等の努力義務)

第三十六条 飲食料品等事業者等は、飲食料品等の持続的な供給を

図るため、他の飲食料品等事業者等との飲食料品等の売買その他の取引において、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

一 取引の相手方から、その取り扱う当該飲食料品等の持続的な供給に要する費用その他特に当該持続的な供給を図るために考慮を求める事由を示して、取引条件に関する協議の申出がされた場合には、誠実に当該協議に応ずること。

二 前号に掲げるもののほか、取引の相手方から、その取り扱う当該飲食料品等の持続的な供給に資する取組の提案がされた場合には、必要な検討及び協力を行うこと。

(飲食料品等事業者等の判断の基準となるべき事項)

第三十七条 農林水産大臣は、基本方針に基づき、農林水産省令で

、前条各号に掲げる措置に関し、飲食料品等事業者等の判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、飲食料品等の品質、その生産、製造、加工、流通又は販売の各段階での取扱いの状況、その取引の実態その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

3 農林水産大臣は、第一項に規定する判断の基準となるべき事項を定め、又は前項の改定をしようとするときは、公正取引委員会に協議し、かつ、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くものとする。

(指導及び助言)

第三十八条 農林水産大臣は、飲食料品等事業者等の第三十六条各号に掲げる措置の適確な実施を確保するため必要があると認める

(新設)

(新設)

(新設)

ときは、当該飲食料品等事業者等に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、当該措置の実施について必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び公表)

第三十九条 農林水産大臣は、飲食料品等事業者等の第三十六条各号に掲げる措置の実施に関する状況が、第三十七条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該飲食料品等事業者等に対し、その判断の根拠を示して、当該措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 農林水産大臣は、前項の勧告を受けた飲食料品等事業者等がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(報告及び検査)

第四十条 農林水産大臣は、前条第一項の規定の施行に必要な限度において、飲食料品等事業者等に対し、第三十六条各号に掲げる措置の実施の状況に関し必要な報告をさせ、又は当該職員に、飲食料品等事業者等の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二款 指定飲食料品等に係る措置

(指定飲食料品等の指定)

第四十一条 農林水産大臣は、飲食料品等であつて、時の経過によりその品質が特に低下しやすいこと、日常の生活必需品として日々その売買がされること等の性質により、十分な協議が行われず取引条件が決定される傾向があることその他の事情から、その

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

飲食料品等事業者等間の売買その他の取引においてその持続的な供給に要する費用について認識しにくいものを、農林水産省令で指定することができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、食料・農業・農村政策審議会及び当該指定をする飲食料品等の飲食料品等事業者等が主たる構成員又は出資者となっている団体その他の農林水産省令で定める者の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、第一項の規定による指定を解除しようとするときについて準用する。

(認定指標作成等団体)

第四十二条 農林水産大臣は、農林水産省令で定めるところにより、前条第一項の規定による指定をした飲食料品等(以下「指定飲食料品等」という。)(ごとに、当該指定飲食料品等の飲食料品等事業者等(以下「指定飲食料品等事業者等」という。)(又は当該指定飲食料品等事業者等が主たる構成員若しくは出資者となつている団体が組織する団体であつて、第四項各号に掲げる要件に適合すると認められるものを、その申請により、次に掲げる業務(以下「指標作成等業務」という。)(を行う者として認定することができる。

一 当該申請に係る指定飲食料品等の指定飲食料品等事業者等間の売買その他の取引においてその持続的な供給に要する費用に關して参照すべき指標の作成及び当該指標の作成に資する資料の収集並びに当該指標の公表

二 当該申請に係る指定飲食料品等の持続的な供給の必要性及び前号に規定する指標に対する指定飲食料品等事業者等、一般消費者その他の関係者による理解の増進に資するために必要な情報

2 前項の規定による認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)(は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事

(新設)

項を記載した申請書（以下「申請書」という。）を農林水産大臣に提出しなければならない。	一 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名	二 指標作成等業務の対象となる指定飲食料品等	三 指標作成等業務の運営体制に関する事項	四 指標作成等業務の運営に必要な資金の確保に関する事項	五 申請者を組織する指定飲食料品等事業者等又は団体に関する事項	3 申請書には、その申請に係る指標作成等業務に関する規程（以下この款において「業務規程」という。）を添付しなければならない。	4 農林水産大臣は、第一項の申請があつた場合において、当該申請に係る申請者について次に掲げる要件に適合すると認めるときは、同項の規定による認定をするものとする。	一 申請書及び業務規程の内容が、基本方針に照らし適切であること。	二 申請書及び業務規程の内容が、法令に違反しないこと。	三 業務規程の内容が、次に掲げる基準に適合するものであること。	イ 第一項の申請に係る指定飲食料品等の指定飲食料品等事業者等間の売買その他の取引におけるその持続的な供給に要する費用の明確化に資するものであること。	ロ 第一項第一号に規定する指標の作成に当たっては、同項の申請に係る指定飲食料品等の指定飲食料品等事業者等又は当該指定飲食料品等事業者等が主たる構成員若しくは出資者となつている団体（申請者を除く。）であつて、当該指定飲食料品等ごとに生産、製造、加工、流通又は販売の各段階のうち農林水産省令で定める二以上の段階について各段階を代表すると認められる者を参画させること。 四 指標作成等業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに経理的基礎を有するものであること。
---	------------------------------	-------------------------------	-----------------------------	------------------------------------	--	---	---	---	------------------------------------	--	---	---

五 前各号に掲げるもののほか、指標作成等業務を適正かつ確実に行うために必要なものとして農林水産省令で定める要件に適合するものであること。

5 農林水産大臣は、第一項の規定による認定をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、同項の申請に係る指定飲食物品等の生産、製造、加工、流通又は販売の全ての段階について各段階を代表すると認められる指定飲食物品等事業者等その他の利害関係人の意見を聴かなければならない。

6 農林水産大臣は、第一項の規定による認定をしようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならない。

7 農林水産大臣は、第一項の規定による認定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(欠格事由)

第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の規定による認定を受けることができない。

一 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。）でない者

二 その法人又はその業務を行う役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。第四号及び第五十条において同じ。）がこの法律その他飲食物品等の取引に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることのないもの

三 第四十九条第一項の規定により前条第一項の規定による認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない法人

四 第四十九条第一項の規定による前条第一項の規定による認定の取消しの日前三十日以内にその取消しに係る法人の業務を行う役員であった者でその取消しの日から二年を経過しないものがその業務を行う役員となっている法人

(新設)

(変更の認定)	第四十四条 第四十二条第一項の規定による認定を受けた者（以下「認定指標作成等団体」という。）は、同条第二項第一号若しくは第三号から第五号までに掲げる事項又は業務規程の変更（農林水産省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の変更の認定を受けなければならない。	(新設)
2 認定指標作成等団体は、前項の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。	3 第四十二条第二項から第七項までの規定は、第一項の変更の認定について準用する。	(新設)
(廃止の届出)	第四十五条 認定指標作成等団体は、その認定に係る指定飲食料品等について指標作成等業務を廃止しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。	(新設)
(必要な協力の要請)	第四十六条 認定指標作成等団体は、指標作成等業務を行うために必要があると認めるときは、その認定に係る指定飲食料品等の指定飲食料品等事業者等その他該指定飲食料品等ごとに農林水産省令で定める関係者に対し、必要な協力を求めることができる。 2 前項に規定する指定飲食料品等事業者等及び農林水産省令で定める関係者は、同項の規定により協力を求められたときは、その求めに応ずるよう努めるものとする。	(新設)
(指導及び助言)	第四十七条 農林水産大臣は、認定指標作成等団体に対し、指標作	(新設)

成等業務の適正かつ確実な運営を確保するために必要な指導及び助言を行うものとする。

（改善命令）

第四十八条 農林水産大臣は、認定指標作成等団体の指標作成等業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、当該認定指標作成等団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（認定の取消し）

第四十九条 農林水産大臣は、認定指標作成等団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 第四十二条第四項各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなつたとき。

二 第四十三条第一号、第二号又は第四号に該当するに至つたとき。

三 不正の手段により第四十二条第一項の規定による認定（第四十四条第一項の変更の認定を含む。）を受けたことが判明したとき。

四 第五十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は正当な理由がなくて同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

五 この法律若しくは第四十三条第二号の政令で定める法律若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

2 第四十二条第五項から第七項までの規定は、前項の規定による認定の取消しについて準用する。

（秘密保持義務）

第五十条 認定指標作成等団体の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第四十二条第一項第一号に掲げる業務に関して知

（新設）

（新設）

（新設）

り得た秘密を漏らしてはならない。

(報告及び検査)

第五十一条 農林水産大臣は、指標作成等業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、認定指標作成等団体に対し、指標作成等業務の状況に関し必要な報告をさせ、又は当該職員に、認定指標作成等団体の事務所に立ち入り、指標作成等業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四節 公正取引委員会への通知

(削る。)

第五十二条 (略)

第五節 雑則

第五十三条 国は、広報活動その他の活動を通じて、食品等の持続的な供給を実現するための施策に関して国民の理解を深めるとともに、その施策の実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

第四章 雑則

(権限の委任)

第五十四条 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができる。

(新設)

(新設)

(公正取引委員会への通知)

第二十九条 (略)

(新設)

(新設)

第四章 雑則

(権限の委任)

第三十条 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長に委任することができる。

第五十五条 (略)

第五章 罰則

第五十六条 第五十条の規定に違反して秘密を漏らした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十一条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 第二十九条第一項、第四十条第一項若しくは第五十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 第三十条の規定による命令に違反したとき。

第五十八条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(削る。)

第三十一条 (略)

第五章 罰則

(新設)

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第二十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三 第二十四条の規定による命令に違反した者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

(新設)

第三十四条 第十一条第二項の規定に違反して、農林水産大臣の認可を受けなかった場合には、その違反行為をした支援機構の取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

[

二 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（目的） 第一条 この法律は、卸売市場が食品等（食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号。以下「食品等持続的供給法」という。）第二条第一項に規定する食品等という。）の流通において生鮮食料品等の公正な取引の場として重要な役割を果たしていることに鑑み、卸売市場に関し、農林水産大臣が策定する基本方針について定めるとともに、農林水産大臣及び都道府県知事によるその認定に関する措置その他の措置を講じ、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって国民生活の安定に資することを目的とする。 （中央卸売市場の認定） 第四条 （略） 2 4 （略） 5 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る卸売市場について次に掲げる要件に適合すると認めるときは、当該認定をするものとする。 一・二 （略） 三 業務規程に定められている前項第一号に掲げる事項が、次に掲げる事項を内容とするものであること。 イ・ロ （略） ハ 開設者は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を公表すること。 (1) 当該卸売市場において取り扱う食品等持続的供給法第四十二条第一項に規定する指定飲食料品等	（目的） 第一条 この法律は、卸売市場が食品等の流通（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）<u>第二条第二項に規定する食品等の流通をいう。</u>）において生鮮食料品等の公正な取引の場として重要な役割を果たしていることに鑑み、卸売市場に関し、農林水産大臣が策定する基本方針について定めるとともに、農林水産大臣及び都道府県知事によるその認定に関する措置その他の措置を講じ、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって国民生活の安定に資することを目的とする。 （中央卸売市場の認定） 第四条 （略） 2 4 （略） 5 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る卸売市場について次に掲げる要件に適合すると認めるときは、当該認定をするものとする。 一・二 （略） 三 業務規程に定められている前項第一号に掲げる事項が、次に掲げる事項を内容とするものであること。 イ・ロ （略） （新設）

(2) (1)に掲げる指定飲食物料品等の食品等持続的供給法第四十二 条第一項第一号に規定する指標	(3) その他食品等持続的供給法第三十六条各号に掲げる措置 の実施に資する事項として農林水産省令で定めるもの	二 (略)	四 ゝ 九 (略)	6 ・ 7 (略)	(地方卸売市場の認定) 第十三条 (略)	2 ゝ 4 (略)	5 都道府県知事は、第一項の認定の申請があつた場合において、 当該申請に係る卸売市場について次に掲げる要件に適合すると認 めるときは、当該認定をするものとする。	一・二 (略)	三 業務規程に定められている前項第一号に掲げる事項が、次に 掲げる事項とすること。	イ・ロ (略)	ハ 開設者は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げ る事項を公表すること。	(1) 当該卸売市場において取り扱う食品等持続的供給法第四 十二条第一項に規定する指定飲食物料品等	(2) (1)に掲げる指定飲食物料品等の食品等持続的供給法第四十 二条第一項第一号に規定する指標	(3) その他食品等持続的供給法第三十六条各号に掲げる措置 の実施に資する事項として農林水産省令で定めるもの	二 (略)	四 ゝ 九 (略)	6 ・ 7 (略)	(助成)
ハ (略)	四 ゝ 九 (略)	6 ・ 7 (略)	(地方卸売市場の認定) 第十三条 (略)	2 ゝ 4 (略)	5 都道府県知事は、第一項の認定の申請があつた場合において、 当該申請に係る卸売市場について次に掲げる要件に適合すると認 めるときは、当該認定をするものとする。	一・二 (略)	三 業務規程に定められている前項第一号に掲げる事項が、次に 掲げる事項とすること。	(新設) イ・ロ (略)							ハ (略)	四 ゝ 九 (略)	6 ・ 7 (略)	(助成)

第十六条 国は、中央卸売市場の開設者であつて食品等持続的供給法第八条第一項の認定を受けたものが当該認定に係る同項に規定する流通合理化事業活動計画（同条第七項において準用する食品等持続的供給法第七条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次項において「認定流通合理化事業活動計画」という。）に従つて当該中央卸売市場の施設の整備を行う場合には、当該開設者に対し、予算の範囲内において、当該施設の整備に要する費用の十分の四以内を補助することができる。

2 国及び都道府県は、中央卸売市場又は地方卸売市場の開設者であつて食品等持続的供給法第八条第一項の認定を受けたものが認定流通合理化事業活動計画に従つて当該中央卸売市場又は地方卸売市場の施設の整備を行う場合には、当該開設者に対し、必要な助言、指導、資金の融通のあつせんその他の援助を行うように努めるものとする。

第十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四条第七項又は第十三条第七項の規定に違反して、中央卸売市場若しくは地方卸売市場又はこれらに紛らわしい名称を称したとき。

二 第十二条第一項若しくは第二項（これらの規定を第十四条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項（第十四条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第十六条 国は、中央卸売市場の開設者であつて食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第五条第一項の認定を受けたものが同法第六条第二項に規定する認定計画（次項において「認定計画」という。）に従つて当該中央卸売市場の施設の整備を行う場合には、当該開設者に対し、予算の範囲内において、当該施設の整備に要する費用の十分の四以内を補助することができる。

2 国及び都道府県は、中央卸売市場又は地方卸売市場の開設者であつて食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第五条第一項の認定を受けたものが認定計画に従つて当該中央卸売市場又は地方卸売市場の施設の整備を行う場合には、当該開設者に対し、必要な助言、指導、資金の融通のあつせんその他の援助を行うように努めるものとする。

第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四条第七項又は第十三条第七項の規定に違反して、中央卸売市場若しくは地方卸売市場又はこれらに紛らわしい名称を称した者

二 第十二条第一項若しくは第二項（これらの規定を第十四条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項（第十四条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）（附則第十六条関係）（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（食品等持続的供給推進機構の業務の特例） 第五十四条 食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）<u>第二十二</u>条第一項の規定により指定された食品等持続的供給推進機構は、同法<u>第二十三</u>条各号に掲げる業務のほか、認定中心市街地における食品の流通の円滑化を促進するため、次に掲げる業務を行う。 一 三 （略） （食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律の適用） 第五十五条 前条の規定により食品等持続的供給推進機構の業務が行われる場合には、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律<u>第二十四</u>条第一項中「前条第一号に掲げる業務」とあるのは「前条第一号に掲げる業務及び中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号。以下「中心市街地活性化法」という。）<u>第五十四</u>条第一号に掲げる業務」と、同法<u>第二十五</u>条第一項中「<u>第二十三</u>条第一号に掲げる業務」とあるのは「<u>第二十三</u>条第一号に掲げる業務及び中心市街地活性化法<u>第五十四</u>条第一号に掲げる業務」と、同法<u>第二十九</u>条第一項、<u>第三十</u>条及び<u>第三十一</u>条第一項第一号中「<u>第二十三</u>条各号に掲げる業務」とあるのは「<u>第二十三</u>条各号に掲げる業務又は中心市街地活性化法<u>第五十四</u>条各号に掲げる業務」と、同項第三号中「この節」とあるのは「この節若しくは中心市街地活性化法」と、同法<u>第五十七</u>条第二号中「<u>第二十九</u>条第一項」とあるのは「中心市街地活性化法<u>第五十五</u>条の規定により読み替えて適用する<u>第二十九</u>条第一項」と、同条	（食品等流通合理化促進機構の業務の特例） 第五十四条 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）<u>第十六</u>条第一項の規定により指定された食品等流通合理化促進機構は、同法<u>第十七</u>条各号に掲げる業務のほか、認定中心市街地における食品の流通の円滑化を促進するため、次に掲げる業務を行う。 一 三 （略） （食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の適用） 第五十五条 前条の規定により食品等流通合理化促進機構の業務が行われる場合には、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律<u>第十八</u>条第一項中「前条第一号に掲げる業務」とあるのは「前条第一号に掲げる業務及び中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号。以下「中心市街地活性化法」という。）<u>第五十四</u>条第一号に掲げる業務」と、同法<u>第十九</u>条第一項中「<u>第十七</u>条第一号に掲げる業務」とあるのは「<u>第十七</u>条第一号に掲げる業務及び中心市街地活性化法<u>第五十四</u>条第一号に掲げる業務」と、同法<u>第二十三</u>条第一項、<u>第二十四</u>条及び<u>第二十五</u>条第一項第一号中「<u>第十七</u>条各号に掲げる業務」とあるのは「<u>第十七</u>条各号に掲げる業務又は中心市街地活性化法<u>第五十四</u>条各号に掲げる業務」と、同項第三号中「この節」とあるのは「この節若しくは中心市街地活性化法」と、同法<u>第三十二</u>条第二号中「<u>第二十三</u>条第一項」とあるのは「中心市街地活性化法<u>第五十五</u>条の規定により読み替えて適用する<u>第二十三</u>条第一項」と、同条第三号中「<u>第二十四</u>条」とあるのは「中心市街地活性化法<u>第五十五</u>条の規

第三号中「第三十条」とあるのは「中心市街地活性化法第五十五
条の規定により読み替えて適用する第三十条」とする。

定により読み替えて適用する第二十四条」とする。

四 中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）（附則第十七条関係）（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
第二十四条第一項	業務	（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例） 第二十六条 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第十六条第一項の規定により指定された食品等流通合理化促進機構は、同法第十七条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。 一 食品等（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第二条第一項に規定する食品等をいう。）の生産、製造、加工又は販売の事業を行う者（次号において「食品等製造業者等」という。）が実施する承認経営革新事業又は認定経営力向上事業に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。 二・三 （略）	
		（食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律の特例） 第二十六条 食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第二十二条第一項の規定により指定された食品等持続的供給推進機構は、同法第二十三条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。 一 食品等（食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律第二条第一項に規定する食品等をいう。）の生産、製造、加工又は販売の事業を行う者（次号において「食品等製造業者等」という。）が実施する承認経営革新事業又は認定経営力向上事業に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。 二・三 （略）	
第二十八條第一項	業務	2 前項の規定により食品等流通合理化促進機構の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。	
		2 前項の規定により食品等持続的供給推進機構の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。	

第二十五條第一項	第二十三條第一号に掲げる業務	第二十九條第一項、第三十條及び第三十一條第一項第一号	第三十一條第一項第三号	第五十七條第二号	第五十七條第三号
第二十三條第一号に掲げる業務	第二十三條各号に掲げる業務	この節	第二十九條第一項	第三十條	第三十條
第二十三條第一号に掲げる業務及び中小強化法第二十六條第一項第一号に掲げる業務	第二十三條各号に掲げる業務又は中小強化法第二十六條第一項各号に掲げる業務	この節若しくは中小強化法	中小強化法第二十六條第二項の規定により読み替えて適用する第二十九條第一項	中小強化法第二十六條第二項の規定により読み替えて適用する第三十條	中小強化法第二十六條第二項の規定により読み替えて適用する第三十條

第十九條第一項	第十七條第一号に掲げる業務	第二十三條第一項、第二十四條及び第二十五條第一項第一号	第二十五條第一項第三号	第三十二條第二号	第三十二條第三号
第十七條第一号に掲げる業務	第十七條各号に掲げる業務	この節	第二十三條第一項	第二十四條	第二十四條
第十七條第一号に掲げる業務及び中小企業等経営強化法第二十六條第一項第一号に掲げる業務	第十七條各号に掲げる業務又は中小企業等経営強化法第二十六條第一項各号に掲げる業務	この節若しくは中小企業等経営強化法	中小企業等経営強化法第二十六條第二項の規定により読み替えて適用する第二十三條第一項	中小企業等経営強化法第二十六條第二項の規定により読み替えて適用する第二十四條	中小企業等経営強化法第二十六條第二項の規定により読み替えて適用する第二十四條

改 正 案	現 行
（権限） 第五十三条 （略） 2 （略） 3 審議会は、前二項に規定するもののほか、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第百九号）、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）、飼料需給安定法（昭和二十七年法律第百五十六号）、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百八十二号）、果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第百八十三号）、畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第百五十八号）、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第百八十八号）、有機農業の推進に関する法律（平成十八年法律第百十二号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）、米穀の新たな用途への利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第二十五号）、都市農業振興基本法（平成二十七年法律第十四号）、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活	（権限） 第五十三条 （略） 2 （略） 3 審議会は、前二項に規定するもののほか、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第百九号）、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）、飼料需給安定法（昭和二十七年法律第百五十六号）、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百八十二号）、果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第百八十三号）、畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第百五十八号）、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第百八十八号）、有機農業の推進に関する法律（平成十八年法律第百十二号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）、米穀の新たな用途への利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第二十五号）、都市農業振興基本法（平成二十七年法律第十四号）、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和四年法律第三十七号）及び農業

動の促進等に関する法律（令和四年法律第三十七号）及び農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和六年法律第六十三号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和六年法律第六十三号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

改 正 案	現 行
（業務の範囲） 第十四条（略） 2・3（略） 4 研究機構は、前三項に規定する業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第十四条に規定する業務、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和六年法律第六十三号）第十七条に規定する業務並びに林木の品種改良のための放射線の利用に関する試験及び研究を行うことができる。	（業務の範囲） 第十四条（略） 2・3（略） 4 研究機構は、前三項に規定する業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和六年法律第六十三号）第十七条に規定する業務並びに林木の品種改良のための放射線の利用に関する試験及び研究を行うことができる。

改 正 案		現 行	
項	第二十四条第一	業務	前条第一号に掲げる業務及び物資の流通の効率化に関する法
	前条第一号に掲げる業務		前条第一号に掲げる業務及び物資の流通の効率化に関する法
（定義） 第四条 この章において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 十八 食品等生産業者等 次のいずれかに該当する者をいう。 イ 食品等（食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第二条第一項の食品等という。）の生産又は販売の事業を行う者 ロ・ハ （略）		（定義） 第四条 この章において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 十八 食品等生産業者等 次のいずれかに該当する者をいう。 イ 食品等（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第二条第一項の食品等という。）の生産又は販売の事業を行う者 ロ・ハ （略）	
（食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律の特例） 第二十二条 食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律第二十二条第一項の規定により指定された食品等持続的供給推進機構は、同法第二十三条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。 一 三 （略） 2 前項の規定により食品等持続的供給推進機構の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。		（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例） 第十六条第一項の規定により指定された食品等流通合理化促進機構は、同法第十七条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。 一 三 （略） 2 前項の規定により食品等流通合理化促進機構の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。	
第二十四条第一 前条第一号に掲げる業務		第十八条第一項 前条第一号に掲げる業務	
業務及び物資の流通の効率化に関する法		業務及び物資の流通の効率化に関する法	

第二十五條第一項	第二十三條第一号に掲げる業務	第二十三條第一号に掲げる業務及び物資流通効率化法第二十二條第一項第一号に掲げる業務	律（平成十七年法律第八十五号。以下「物資流通効率化法」という。）第二十二條第一項第一号に掲げる業務
第二十九條第一項、第三十條及び第三十一條第一項第一号	第二十三條各号に掲げる業務	第二十三條各号に掲げる業務又は物資流通効率化法第二十二條第一項各号に掲げる業務	この節若しくは物資流通効率化法第二十二條第二項の規定により読み替えて適用する第二十九條第一項
第三十一條第一項第三号	この節	この節若しくは物資流通効率化法第二十二條第二項の規定により読み替えて適用する第二十九條第一項	物資流通効率化法第二十二條第二項の規定により読み替えて適用する第三十條
第五十七條第二号	第二十九條第一項	物資流通効率化法第二十二條第二項の規定により読み替えて適用する第二十九條第一項	物資流通効率化法第二十二條第二項の規定により読み替えて適用する第三十條
第五十七條第三号	第三十條	物資流通効率化法第二十二條第二項の規定により読み替えて適用する第三十條	物資流通効率化法第二十二條第二項の規定により読み替えて適用する第三十條

第十九條第一項	第十七條第一号に掲げる業務	第十七條各号に掲げる業務	律（平成十七年法律第八十五号。以下「物資流通効率化法」という。）第二十二條第一項第一号に掲げる業務
第二十三條第一項、第二十四條及び第二十五條第一項第一号	第十七條各号に掲げる業務	第十七條各号に掲げる業務又は物資流通効率化法第二十二條第一項各号に掲げる業務	この節若しくは物資流通効率化法第二十二條第二項の規定により読み替えて適用する第二十三條第一項
第二十五條第一項第三号	この節	この節若しくは物資流通効率化法第二十二條第二項の規定により読み替えて適用する第二十三條第一項	物資流通効率化法第二十二條第二項の規定により読み替えて適用する第二十四條
第三十二條第二号	第二十三條第一項	物資流通効率化法第二十二條第二項の規定により読み替えて適用する第二十三條第一項	物資流通効率化法第二十二條第二項の規定により読み替えて適用する第二十四條
第三十二條第三号	第二十四條	物資流通効率化法第二十二條第二項の規定により読み替えて適用する第二十四條	物資流通効率化法第二十二條第二項の規定により読み替えて適用する第二十四條

八 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）（附則第二十一条関係）
（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
第二十四条第一項	業務	（食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律の特例） 第二十一条 食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第二十二条第一項の規定により指定された食品等持続的供給推進機構は、同法第二十三条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。 一 食品等（食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律第二条第一項に規定する食品等をいう。）の生産、製造、加工又は販売の事業を行う者（地方公共団体を除く。次号において「食品等製造業者等」という。）が行う承認地域経済牽引事業に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。 二・三 （略） 2 前項の規定により食品等持続的供給推進機構の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。	
		前条第一号に掲げる業務及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号。以下「地域	前条第一号に掲げる業務及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号。以下「地域
第十八条第一項	業務	（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例） 第二十一条 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第十六条第一項の規定により指定された食品等流通合理化促進機構は、同法第十七条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。 一 食品等（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第二条第一項に規定する食品等をいう。）の生産、製造、加工又は販売の事業を行う者（地方公共団体を除く。次号において「食品等製造業者等」という。）が行う承認地域経済牽引事業に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。 二・三 （略） 2 前項の規定により食品等流通合理化促進機構の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。	
		前条第一号に掲げる業務及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号。以下「地域	前条第一号に掲げる業務及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号。以下「地域

第二十五條第一項	第二十三條第一号に掲げる業務	経済牽引事業促進法 「という。」第二十一條第一項第一号に掲げる業務	第二十九條第一項、第三十條及び第三十一條第一項第一号	この節	第二十九條第一項	第五十七條第二号	第五十七條第三号
第十九條第一項	第十七條第一号に掲げる業務	経済牽引事業促進法 「という。」第二十一條第一項第一号に掲げる業務	第二十三條第一項及び第二十五條第一項第一号	この節	第二十三條第一項	第三十二條第二号	第三十二條第三号
第二十九條第一項、第三十條及び第三十一條第一項第一号	第二十三條各号に掲げる業務	経済牽引事業促進法 第二十三條各号に掲げる業務又は地域経済牽引事業促進法第二十一條第一項各号に掲げる業務	この節若しくは地域経済牽引事業促進法第二十一條第二項の規定により読み替えて適用する第二十九條第一項	この節	第二十九條第一項	第三十條	第三十條
第十九條第一項	第十七條第一号に掲げる業務	経済牽引事業促進法 「という。」第二十一條第一項第一号に掲げる業務	第二十三條第一項及び第二十五條第一項第一号	この節若しくは地域経済牽引事業促進法第二十一條第二項の規定により読み替えて適用する第二十三條第一項	第二十三條第一項	第二十四條	第二十四條

九 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）（附則第二十二条関係）
（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
（食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律の特例） 第十条 食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第二十二条第一項の規定により指定された食品等持続的供給推進機構は、同法第二十三条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。 一 食品等（食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律第二条第一項に規定する食品等をいう。）の生産、製造、加工又は販売の事業を行う者（次号において「食品等製造業者等」という。）が実施する認定農商工等連携事業に必要な資金の借入に係る債務を保証すること。 二・三 （略） 2 前項の規定により食品等持続的供給推進機構の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。	第二十四条第一項 業務 前条第一号に掲げる	（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例） 第十条 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第十六条第一項の規定により指定された食品等流通合理化促進機構は、同法第十七条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。 一 食品等（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第二条第一項に規定する食品等をいう。）の生産、製造、加工又は販売の事業を行う者（次号において「食品等製造業者等」という。）が実施する認定農商工等連携事業に必要な資金の借入に係る債務を保証すること。 二・三 （略） 2 前項の規定により食品等流通合理化促進機構の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。	第十八条第一項 業務 前条第一号に掲げる
	業務及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号。以下「農商		業務及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）第十条第一

第五十七條第三	第二十五條第一項	第二十九條第一項、第三十條及び第三十一條第一項第一号	第三十一條第一項第三号	第五十七條第二号
第三十條	第二十三條第一号に掲げる業務	第二十三條各号に掲げる業務	この節	第二十九條第一項
農商工等連携事業活動促進法	第二十三條第一号に掲げる業務及び農商工等連携事業活動促進法第十條第一項第一号に掲げる業務	第二十三條各号に掲げる業務又は農商工等連携事業活動促進法第十條第一項各号に掲げる業務	この節若しくは農商工等連携事業活動促進法	農商工等連携事業活動促進法第十條第二項の規定により読み替えて適用する第二十九條第一項

第三十二條第三	第十九條第一項	第二十三條第一項、第二十四條及び第二十五條第一項第一号	第二十五條第一項第三号	第三十二條第二号
第二十四條	第十七條第一号に掲げる業務	第十七條各号に掲げる業務	この節	第二十三條第一項
中小企業者と農林漁業者との連携に関する法律	第十七條第一号に掲げる業務及び中小企業者と農林漁業者との連携に関する事業活動の促進に関する法律第十條第一項第一号に掲げる業務	第十七條各号に掲げる業務又は中小企業者と農林漁業者との連携に関する事業活動の促進に関する法律第十條第一項各号に掲げる業務	この節若しくは中小企業者と農林漁業者との連携に関する事業活動の促進に関する法律	中小企業者と農林漁業者との連携に関する法律第十條第二項の規定により読み替えて適用する第二十三條第一項

		号
動促進法第十條第二	項の規定により読み	替えて適用する第三
		十條
		号
業者との連携による	事業活動の促進に関	する法律第十條第二
項の規定により読み	替えて適用する第二	十四條

十 米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第二十五号）（附則第二十三条関係）（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
項	第二十四条第一項	業務	前条第一号に掲げる
	業務		前条第一号に掲げる
（食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律の特例） 第十一条 食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第二十二條第一項の規定により指定された食品等持続的供給推進機構は、同法第二十三條各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。 一 食品等（食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律第二條第一項に規定する食品等をいう。）の生産、製造、加工又は販売の事業を行う者（次号において「食品等製造業者等」という。）が実施する認定生産製造連携事業に必要な資金の借入に係る債務を保証すること。 二・三 （略） 2 前項の規定により食品等持続的供給推進機構の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。		（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例） 第十一条 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第十六條第一項の規定により指定された食品等流通合理化促進機構は、同法第十七條各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。 一 食品等（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第二條第一項に規定する食品等をいう。）の生産、製造、加工又は販売の事業を行う者（次号において「食品等製造業者等」という。）が実施する認定生産製造連携事業に必要な資金の借入に係る債務を保証すること。 二・三 （略） 2 前項の規定により食品等流通合理化促進機構の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。	
前条第一号に掲げる 業務及び米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第二十五号。以下「利用促進法」という。）第十 一条第一項第一号に		前条第一号に掲げる 業務及び米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第二十五号。以下「利用促進法」という。）第十 一条第一項第一号に	

第二十五條第一項	第二十三條第一号に掲げる業務	第二十三條第一号に掲げる業務及び利用促進法第十一條第一項第一号に掲げる業務	掲げる業務
第二十九條第一項、第三十條及び第三十一條第一項第一号	第二十三條各号に掲げる業務	第二十三條各号に掲げる業務又は利用促進法第十一條第一項各号に掲げる業務	この節若しくは利用促進法
第三十一條第一項第三号	この節	この節若しくは利用促進法第十一條	利用促進法第十一條
第五十七條第二号	第二十九條第一項	第二項の規定により読み替えて適用する第二十九條第一項	第二項の規定により読み替えて適用する
第五十七條第三号	第三十條	第二項の規定により読み替えて適用する第三十條	第二項の規定により読み替えて適用する第三十條

十一 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）（附則第二十四条関係）
（傍線部分は改正部分）

改 正 案			現 行			
（食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律の特例） 第十五条 食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第二十二條第一項の規定により指定された食品等持続的供給推進機構は、同法第二十三條各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。 一 認定農林漁業者等又は認定研究開発・成果利用事業者（食品等（食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律第二條第一項に規定する食品等をいう。）の生産、製造、加工又は販売の事業を行う者に限る。次号において同じ。）が実施する認定総合化事業又は認定研究開発・成果利用事業（認定研究開発・成果利用事業計画に従って実施される研究開発・成果利用事業をいう。以下この章において同じ。）に必要な資金の借入に係る債務を保証すること。 二・三 （略） 2 前項の規定により食品等持続的供給推進機構の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。			（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例） 第十五条 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第十六條第一項の規定により指定された食品等流通合理化促進機構は、同法第十七條各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。 一 認定農林漁業者等又は認定研究開発・成果利用事業者（食品等（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第二條第一項に規定する食品等をいう。）の生産、製造、加工又は販売の事業を行う者に限る。次号において同じ。）が実施する認定総合化事業又は認定研究開発・成果利用事業（認定研究開発・成果利用事業計画に従って実施される研究開発・成果利用事業をいう。以下この章において同じ。）に必要な資金の借入に係る債務を保証すること。 二・三 （略） 2 前項の規定により食品等流通合理化促進機構の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。			
項	第二十四條第一	前條第一号に掲げる業務	前條第一号に掲げる業務及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創	第十八條第一項	前條第一号に掲げる業務	前條第一号に掲げる業務及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創

第二十五條第一項	第二十三條第一号に掲げる業務	第二十三條第一号に掲げる業務及び新事業創出法第十五條第一項第一号に掲げる業務	出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号。以下「新事業創出法」という。）第十五條第一項第一号に掲げる業務
第二十九條第一項、第三十條及び第三十一條第一項第一号	第二十三條各号に掲げる業務	第二十三條各号に掲げる業務又は新事業創出法第十五條第一項各号に掲げる業務	出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号。以下「新事業創出法」という。）第十五條第一項第一号に掲げる業務
第三十一條第一項第三号	この節	この節若しくは新事業創出法	この節若しくは地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号。以下「新事業創出法」という。）第十五條第一項第一号に掲げる業務

第十九條第一項	第十七條第一号に掲げる業務	第十七條第一号に掲げる業務及び地域資源を活用した農林漁業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第十五條第一項第一号に掲げる業務	出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）第十五條第一項第一号に掲げる業務
第二十三條第一項、第二十四條及び第二十五條第一項第一号	第十七條各号に掲げる業務	第十七條各号に掲げる業務又は地域資源を活用した農林漁業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第十五條第一項各号に掲げる業務	この節若しくは地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号。以下「新事業創出法」という。）第十五條第一項第一号に掲げる業務
第二十五條第一項第三号	この節	この節若しくは新事業創出法	この節若しくは地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号。以下「新事業創出法」という。）第十五條第一項第一号に掲げる業務

第五十七條第二号	第五十七條第三号	第二十九條第一項	第三十條	新事業創出法第十五條第二項の規定により読み替えて適用する第二十九條第一項	新事業創出法第十五條第二項の規定により読み替えて適用する第三十條
第三十二條第二号	第三十二條第三号	第二十三條第一項	第二十四條	促進に関する法律 地域資源を活用した 農林漁業者等による 新事業の創出等及び 地域の農林水産物の 利用促進に関する法 律第十五條第二項の 規定により読み替え て適用する第二十三 條第一項	地域資源を活用した 農林漁業者等による 新事業の創出等及び 地域の農林水産物の 利用促進に関する法 律第十五條第二項の 規定により読み替え て適用する第二十四 條

十二 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）（附則第二十五条関係）（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
（食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律の特例） 第四十条 食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号。以下この条及び第五十条において「食品等持続的供給法」という。）第二十二條第一項の規定により指定された食品等持続的供給推進機構（次項及び第五十条において「推進機構」という。）は、食品等持続的供給法第二十三條各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。 一 認定輸出事業計画に従って実施される輸出事業（以下「認定輸出事業」という。）であつて食品等（食品等持続的供給法第二条第一項に規定する食品等をいう。次号及び第五十条第一項第一号において同じ。）を対象とするものに必要な資金の借入に係る債務を保証すること。 二・三 （略） 2 前項の規定により推進機構が行う同項各号に掲げる業務についての食品等持続的供給法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる食品等持続的供給法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。		（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例） 第四十条 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号。以下この条及び第五十条において「食品等流通法」という。）第十六條第一項の規定により指定された食品等流通合理化促進機構（次項及び第五十条において「促進機構」という。）は、食品等流通法第十七條各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。 一 認定輸出事業計画に従って実施される輸出事業（以下「認定輸出事業」という。）であつて食品等（食品等流通法第二条第一項に規定する食品等をいう。次号及び第五十条第一項第一号において同じ。）を対象とするものに必要な資金の借入に係る債務を保証すること。 二・三 （略） 2 前項の規定により促進機構が行う同項各号に掲げる業務についての食品等流通法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる食品等流通法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。	
項	第二十四條第一	業務	前條第一号に掲げる業務及び農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号。以下「輸出促進法」という。）第四十條第一項第一号に
	前條第一号に掲げる		前條第一号に掲げる業務及び農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号。以下「輸出促進法」という。）第四十條第一項第一号に

第二十五條第一項	第二十三條第一号に掲げる業務	掲げる業務
第二十九條第一項、第三十條及び第三十一條第一項第一号	第二十三條各号に掲げる業務	第二十三條各号に掲げる業務又は輸出促進法第四十條第一項各号に掲げる業務
第三十一條第一項第三号	この節	この節若しくは輸出促進法
第五十七條第二号	第二十九條第一項	輸出促進法第四十條第二項の規定により読み替えて適用する第二十九條第一項
第五十七條第三号	第三十條	輸出促進法第四十條第二項の規定により読み替えて適用する第三十條

（食品等持続的供給法の特例）

第五十條 推進機構は、食品等持続的供給法第二十三條各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一（三）（略）

2 前項の規定により推進機構が行う同項各号に掲げる業務についての食品等持続的供給法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる食品等持続的供給法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十四條第一項	前条第一号に掲げる業務	前条第一号に掲げる業務及び農林水産物
----------	-------------	--------------------

第十九條第一項	第十七條第一号に掲げる業務	掲げる業務
第二十三條第一項、第二十四條及び第二十五條第一項第一号	第十七條各号に掲げる業務	第十七條各号に掲げる業務又は輸出促進法第四十條第一項各号に掲げる業務
第二十五條第一項第三号	この節	この節若しくは輸出促進法
第三十二條第二号	第二十三條第一項	輸出促進法第四十條第二項の規定により読み替えて適用する第二十三條第一項
第三十二條第三号	第二十四條	輸出促進法第四十條第二項の規定により読み替えて適用する第二十四條

（食品等流通法の特例）

第五十條 促進機構は、食品等流通法第十七條各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一（三）（略）

2 前項の規定により促進機構が行う同項各号に掲げる業務についての食品等流通法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる食品等流通法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十八條第一項	前条第一号に掲げる業務	前条第一号に掲げる業務及び農林水産物
---------	-------------	--------------------

第二十五條第一項	第二十三條第一号に掲げる業務	第二十三條第一号に掲げる業務及び輸出促進法第五十條第一項第一号に掲げる業務	及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号。以下「輸出促進法」という。）第五十條第一項第一号に掲げる業務
第二十九條第一項、第三十條及び第三十一條第一項第一号	第二十三條各号に掲げる業務	第二十三條各号に掲げる業務又は輸出促進法第五十條第一項各号に掲げる業務	第十七條各号に掲げる業務
第三十一條第一項第三号	この節	この節若しくは輸出促進法	この節若しくは輸出促進法
第五十七條第二号	第二十九條第一項	輸出促進法第五十條第二項の規定により読み替えて適用する第二十九條第一項	輸出促進法第五十條第二項の規定により読み替えて適用する第二十九條第一項
第五十七條第三号	第三十條	輸出促進法第五十條第二項の規定により読み替えて適用する第三十條	輸出促進法第五十條第二項の規定により読み替えて適用する第三十條

第十九條第一項	第十七條第一号に掲げる業務	第十七條第一号に掲げる業務及び輸出促進法第五十條第一項第一号に掲げる業務	及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号。以下「輸出促進法」という。）第五十條第一項第一号に掲げる業務
第二十三條第一項、第二十四條及び第二十五條第一項第一号	第十七條各号に掲げる業務	第十七條各号に掲げる業務又は輸出促進法第五十條第一項各号に掲げる業務	第十七條各号に掲げる業務
第二十五條第一項第三号	この節	この節若しくは輸出促進法	この節若しくは輸出促進法
第三十二條第二号	第二十三條第一項	輸出促進法第五十條第二項の規定により読み替えて適用する第二十三條第一項	輸出促進法第五十條第二項の規定により読み替えて適用する第二十三條第一項
第三十二條第三号	第二十四條	輸出促進法第五十條第二項の規定により読み替えて適用する第二十四條	輸出促進法第五十條第二項の規定により読み替えて適用する第二十四條

十三 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和四年法律第三十七号）（附則第二十六条関係）
（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（環境負荷低減事業活動実施計画の認定） 第十九条 （略） 25 （略） 6 都道府県知事は、第一項の認定をしようとする場合において、環境負荷低減事業活動に第三項第二号に掲げる措置（食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号。以下「食品等持続的供給法」という。）第二条第五項に規定する流通合理化事業活動（以下「流通合理化事業活動」という。）に限る。）が含まれるときは、当該措置について、あらかじめ、農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、農林水産大臣は、当該措置が食品等持続的供給法第八条第五項の規定により同条第一項の認定をすることができる場合に該当すると認めるときは、その同意をするものとする。 7・8 （略） （特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定） 第二十一条 （略） 25 （略） 6 都道府県知事は、第一項の認定をしようとする場合において、特定環境負荷低減事業活動実施計画に次の各号に掲げる事項が記載されているときは、当該事項について、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議し、その同意を得なければならない。 一 第三項第二号に掲げる措置（流通合理化事業活動に限る。）に関する事項 農林水産大臣 二・三 （略）	（環境負荷低減事業活動実施計画の認定） 第十九条 （略） 25 （略） 6 都道府県知事は、第一項の認定をしようとする場合において、環境負荷低減事業活動に第三項第二号に掲げる措置（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号。以下「食品等流通法」という。）第二条第三項に規定する食品等の流通の合理化（以下「食品等の流通の合理化」という。）に限る。）が含まれるときは、当該措置について、あらかじめ、農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、農林水産大臣は、当該措置が食品等流通法第五条第三項の規定により同条第一項の認定をすることができる場合に該当すると認めるときは、その同意をするものとする。 7・8 （略） （特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定） 第二十一条 （略） 25 （略） 6 都道府県知事は、第一項の認定をしようとする場合において、特定環境負荷低減事業活動実施計画に次の各号に掲げる事項が記載されているときは、当該事項について、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議し、その同意を得なければならない。 一 第三項第二号に掲げる措置（食品等の流通の合理化に限る。）に関する事項 農林水産大臣 二・三 （略）

7 農林水産大臣は、前項の規定による同項第一号に掲げる事項についての協議があつた場合において、当該事項が食品等持続的供給法第八条第五項の規定により同条第一項の認定をすることができる場合に該当すると認めるときは、前項の同意をするものとする。

8
8
19 (略)

(食品等持続的供給法の特例)

第二十七条 認定事業活動に第十九条第三項又は第二十一条第三項に規定する者が行う流通合理化事業活動が含まれる場合には、これらの者を食品等持続的供給法第八条第七項に規定する認定流通合理化事業者と、認定計画(当該流通合理化事業活動に関する部分に限る。)を同条第一項の認定に係る同項に規定する流通合理化事業活動計画と、認定事業活動(当該流通合理化事業活動に関する部分に限る。)を流通合理化事業活動とそれぞれみなして、食品等持続的供給法第十五条の規定を適用する。

(基盤確立事業実施計画の認定)

第三十九条 (略)

2・3 (略)

4 主務大臣は、第一項の規定による申請があつた場合において、その申請に係る基盤確立事業実施計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一・二 (略)

三 当該基盤確立事業に流通合理化事業活動が含まれる場合には、食品等持続的供給法第八条第五項の規定により同条第一項の認定をすることができる場合に該当すること。

5
5
9 (略)

(食品等持続的供給法の特例)

第四十一条 認定基盤確立事業実施計画に従って行われる基盤確立

7 農林水産大臣は、前項の規定による同項第一号に掲げる事項についての協議があつた場合において、当該事項が食品等流通法第五条第三項の規定により同条第一項の認定をすることができる場合に該当すると認めるときは、前項の同意をするものとする。

8
8
19 (略)

(食品等流通法の特例)

第二十七条 認定事業活動に第十九条第三項又は第二十一条第三項に規定する者が行う食品等の流通の合理化が含まれる場合には、これらの者を食品等流通法第六条第一項に規定する認定事業者と、認定計画(当該食品等の流通の合理化に関する部分に限る。)を同条第二項に規定する認定計画と、認定事業活動(当該食品等の流通の合理化に関する部分に限る。)を食品等流通法第四条第二項第一号に規定する食品等流通合理化事業とそれぞれみなして、食品等流通法第七条の規定を適用する。

(基盤確立事業実施計画の認定)

第三十九条 (略)

2・3 (略)

4 主務大臣は、第一項の規定による申請があつた場合において、その申請に係る基盤確立事業実施計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一・二 (略)

三 当該基盤確立事業に食品等の流通の合理化が含まれる場合には、食品等流通法第五条第三項の規定により同条第一項の認定をすることができる場合に該当すること。

5
5
9 (略)

(食品等流通法の特例)

第四十一条 認定基盤確立事業実施計画に従って行われる基盤確立

事業（以下「認定基盤確立事業」という。）に流通合理化事業活動が含まれる場合には、当該流通合理化事業活動を行う認定基盤確立事業者を食品等持続的供給法第八条第七項に規定する認定流通合理化事業者と、認定基盤確立事業実施計画（当該流通合理化事業活動に関する部分に限る。）を同条第一項の認定に係る同項に規定する流通合理化事業活動計画と、認定基盤確立事業（当該流通合理化事業活動に関する部分に限る。）を流通合理化事業活動とそれれみなして、食品等持続的供給法第十五条の規定を適用する。

事業（以下「認定基盤確立事業」という。）に食品等の流通の合理化が含まれる場合には、当該食品等の流通の合理化を行う認定基盤確立事業者を食品等流通法第六条第一項に規定する認定事業者と、認定基盤確立事業実施計画（当該食品等の流通の合理化に関する部分に限る。）を同条第二項に規定する認定計画と、認定基盤確立事業（当該食品等の流通の合理化に関する部分に限る。）を食品等流通法第四条第二項第一号に規定する食品等流通合理化事業とそれれみなして、食品等流通法第七条の規定を適用する。